

# 宗教団体の自律権の基礎

## ——宗教団体の内部紛争を題材として——

田 中 謙 太

### はじめに

宗教団体の内部において具体的な権利義務に関わる法的紛争が生じたとき、それを解決するために、当該宗教団体における教義や信仰に関わる判断を下すことが必要となる場合がある（以下、こうした紛争を宗教団体の内部紛争と呼ぶ）。例えば、異説を唱えたという理由で僧籍剥奪処分を受けた住職に対する寺院建物の明渡請求の当否を判断するために、住職の言説が当該宗教団体の教義に反するかどうかの評価が必要となるような場合がこれにあたる<sup>1)</sup>。判例は、このような宗教上の事柄に関わる判断を要する紛争について、「法令の適用による終局的解決に適しない」ため、「裁判所法3条にいう『法律上の争訟』にあたらぬ」と判示してきた<sup>2)</sup>。法律上の争訟（裁判所法3条1項）に該当しない紛争は不適法として却下されることとなるが、それは法的紛争を未解決のまま放置する結果を生じさせることとなる<sup>3)</sup>。そのた

- 1) 多くの仏教系宗教法人の規則では、宗教上の地位である住職である者をもって、宗教法人法上の地位である代表役員に充てるといふ、いわゆる「充て職規定」がおかれていた。そのため、擯斥処分を受けて僧籍を失うと、住職たる地位と同時に、代表役員としての地位及びそれに付随する寺院建物の占有権限等をも失うという関係にあった。谷口知平「宗教活動と法」宗教法研究第1輯（1979年）39頁。寺院の代表役員の地位を巡る宗教団体の内部紛争が複雑化した根本的な原因は、この充て職規定にあるという指摘もある。片井輝夫「法律上の地位の前提たる宗教上の地位と裁判所の審判権——日蓮正宗関連事件判決を巡って——」判タ829号（1994年）12頁参照。
- 2) 最二判平成元年9月8日民集43巻8号889頁〔蓮華寺判決〕。
- 3) 訴え却下がもたらした顛末につき、井上治典「宗教団体の懲戒処分をめぐる司法審査の新た

め従来の学説は、こうした結果を招く判例法理に対し、紛争当事者の裁判を受ける権利（憲法32条）を否定するものとして強く批判してきた<sup>4)</sup>。筆者も、裁判所による宗教問題に関する判断が禁じられる根拠に立ち返りつつ、宗教上の判断が関わることを理由に紛争の法律上の争訟性を否定することはできないと指摘した<sup>5)</sup>。

学説では、宗教団体の内部紛争についても基本的には裁判所が本案判決を下すべきであるとする立場でほぼ一致している<sup>6)</sup>。しかし、Iでも確認するように、教義問題が関わる紛争の具体的な処理のあり方については、学説の間でも見解が分かれており、現在まで決着を見ていない<sup>7)</sup>。判例も、いずれの学説が提示する紛争処理の手法の採用にも消極的である<sup>8)</sup>。こうした状況

---

な流れ——寺院明渡し訴訟の現状と展望」(上)判評510号(2001年)6頁参照。この点については、Iでも触れる。

- 4) 例えば、山本和彦『民事訴訟法の基本問題』(判例タイムズ社、2002年)34頁。
- 5) 拙稿「宗教団体の内部紛争と司法権——教義判断の禁止と裁判所の権限との関係という視点から——」同志社法学68巻8号(2017年)142-145頁。
- 6) 訴えを却下すべきとする学説として、本間靖規「判批」龍谷法学18巻1号77頁がある。
- 7) 前提問題としての判断であれば既判力が生じないため、裁判所は宗教事項についても審判権を行使できるとする学説として、小室直人「判批」判評212号150頁。宗教上の事項について間接事実からの推認によって処理しようとする学説として、竹下守夫「団体の自律的処分と裁判所の審判権」書研所報36号(1990年)1頁、同・「判批」民商102巻3号105頁。宗教上の事項については宗教団体内部の自律的決定を前提として判決を下すべきであるとする自律結果尊重説を採る学説として、新堂幸司「審判権の限界——団体の自治の尊重との関係から——」同『民事訴訟法学の基礎』(有斐閣、1998年)281頁〔初出1984年〕、松浦馨「宗教団体の自律結果承認の法理」三ヶ月章先生古稀記念祝賀『民事手続法の革新(中)』(有斐閣、1991年)3頁、伊藤眞「宗教団体の内部紛争と裁判所の審判権——最高裁判平成元年9月8日判決をめぐって——」判タ710号(1989年)4頁、山本・前掲注(4)34頁。団体内部の実体・手続的要件の具備につき主張・立証責任を適用して判決を下すべきとする主張立証責任説として、中野貞一郎「司法審判権の画定基準」同『民事訴訟・執行法の世界』(信山社、2016年)46-47頁〔初出1990年〕、片井・前掲注(1)12頁を参照。なお、中野貞一郎『民事訴訟法の論点』(判例タイムズ社、1994年)18頁注(9)では、自説を「純法律判断説」と称すべき旨主張されているが、ここでは一般的な呼称に従った。他に、裁判所による適正な争点形成を重視する最近の学説として、安西明子「公正な争点形成のために——宗教団体紛争を題材に——」民訴雑誌48号(2002年)214頁、川嶋二郎「『一切の法律上の争訟』(裁判所法3条1項)についての覚書——宗教団体の内部紛争における法的救済のあり方についての若干の考察：民事訴訟法学の視角から」同志社法学376号(2015年)1頁参照。
- 8) 最近の最高裁判例として、最三判平成21年9月15日判時2058号62頁〔玉龍寺判決〕。

にもかかわらず、議論の発端となった一連の事件の収束に伴い<sup>9)</sup>、学説における議論は下火となって久しい。しかし、学説が指摘する却下判決の弊害に思いを致せば、判例が採用しうる紛争処理の手法の構築に向けた試みを継続することが求められるであろう。

宗教団体の内部紛争に関して、判例に受容されうる紛争処理の方法を提示するためには、まず従来学説が抱える問題を改めて洗い出し、未決着のままの学説間の対立の解消を図ることが必要であるように思われる。筆者が見る限り、有力な学説の間では、宗教団体の内部規範に則った自律的決定を尊重して紛争を処理することを基本とすべきである点についてほぼ一致しているように思われる<sup>10)</sup>。Iで確認するように、学説の対立点は、何を憲法上の保護が求められる宗教団体の自律的決定とみなすか、という点にあったのではないだろうか。この問題は、宗教団体の自律的決定に構成員が従わなければならないのはなぜか、という宗教団体とその構成員との関係についてのより根本的な問いとも関わっている。そのため、この問題について考察を加えることは、宗教団体の内部紛争において裁判所が採るべき紛争処理のあり方を考えるにあたって重要な意義を有するであろう。

そこで本稿では、宗教団体の内部紛争に関する豊富な判例・学説の蓄積を持つアメリカにおける議論も参照しつつ、宗教団体の自律権の基礎を探る。なお、一口に宗教団体の自律権といっても法人機関の任免などの世俗的事項に関わるものと、宗教上の地位の任免や教義の解釈などの宗教的事項に関わるものが存在するが、本稿の考察の対象は、主として宗教的事項に関わる自律権である。以下、Iでは、宗教団体の内部紛争の処理の在り方に関する従来の判例及び学説を辿りつつ、本稿の問題意識及び検討の対象をより具体的

---

9) 宗教団体の内部紛争を巡る議論は、創価学会の処遇を巡る日蓮正宗内部の対立に端を発する一連の訴訟（いわゆる正信会訴訟）を契機とするものであった。正真会訴訟の経緯については後でふれるが、さしあたり井上・前掲注（3）2-3頁、桐ヶ谷章「日蓮正宗異説訴訟——宗教団体の自律権と裁判所の審判権——」創価法学18巻4号（1988年）133-134頁を参照。

10) 主要なものとしてたとえば、新堂・前掲注（7）281頁、伊藤・前掲注（7）3頁、中野・前掲注（7）42頁などが挙げられる。

に示す。Ⅱでは、アメリカにおける教会内部の紛争を巡る議論を参照し、同地において教会自律権尊重の基礎がどこに置かれており、裁判所による敬讓の対象となるべき自律的決定とはどのようなものと捉えられていたのかを検討する。Ⅲでは、Ⅱで得られた知見をもとに、わが国において正当化可能な自律権尊重の在り方について検討を試みる。

## I. 問題の所在

### 1. 宗教団体の内部紛争に関する判例法理

従来最高裁は、宗教団体の内部で生じた法的紛争に関して、ふたつの判例法理を確立させていた。すなわち、①宗教上の地位それ自体の確認を訴訟物に掲げる訴えは、その地位が法律上の権利義務と結びついていない限り不適法である<sup>11)</sup>、というもの、②具体的権利義務ないし法律関係の存否に関する事件を解決する前提として、宗教上の地位の存否が問題となる場合には、「判断の内容が宗教上の教義にわたるものであるような場合」を除き、裁判所は当該地位の存否について判断を下すことができる<sup>12)</sup>、というもののふたつである。第二の判例法理には、裁判所による「判断の内容が宗教上の教義にわ

---

11) 最一判昭和44年7月10日民集23巻8号1423頁〔慈照寺判決〕。もっともこの法理は、具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する争いを裁判の対象とする「法律上の争訟〔裁判所法3条1項〕の定義からして当然のことであり、特に宗教団体の内部紛争に固有の問題ではない」とも言えよう。伊藤・前掲注(7)判タ710号(1989年)11頁。宗教団体の固有の問題としては、「たとえ法律上の地位と結合されていても、宗教団体内部の地位は、審判の対象とならないかどうかが問われるべき」であるとされるが、本稿では扱わない。同・12頁では「住職や司祭など本来宗教団体内部の地位であっても、それが法律上の権利義務と結びついており、その地位を確認することが紛争の抜本的解決につながる時には、これを法律上の争訟として、裁判所の審判権の対象とすべきである」と主張されている。同旨の裁判例として、大阪高判昭和55年12月18日判時861号76頁(カトリック教会の主任司祭の地位確認を適法とした事例)、福岡高判平成14年10月25日判時1813号97頁(仏教寺院における「法中」の地位確認を適法とした事例)参照。

12) 最三判昭和55年1月11日民集34巻1号1頁〔種徳寺判決〕、及び最一判昭和55年4月10日判時973号85頁〔本門寺判決〕。

たるものであるような場合には格別」という留保が付されており、教義に関わる判断が必要な場合には例外的な取扱いがあり得ることが示されていた<sup>13)</sup>。このような例外が置かれる理由につき、本門寺判決では次のような説明がなされている。すなわち、「宗教法人は宗教活動を目的とする団体であり、宗教活動は憲法上国の干渉からの自由を保障されているものであるから、かかる団体の内部関係に関する事項については原則として当該団体の自治権を尊重すべく、本来その自治によって決定すべき事項、殊に宗教上の教義にわたる事項のごときものについては、国の機関である裁判所がこれに立ち入って実体的な審理、判断を施すべきものではない<sup>14)</sup>」。ここでは、宗教上の教義等について裁判所の審判権が制限される理由として、宗教活動が憲法により国家の干渉からの自由を保障される結果、教義等の内部事項に関する宗教団体の自治権が尊重されるべきであることが説かれている。

もっとも、この例外に該当する場合に實際上どのような処理がなされるべきかについては、この法理を示した種徳寺判決及び本門寺判決のいずれにおいても明らかではなかった。そのような場合の処理のあり方に関する判例法理は、まず宗教団体とその元構成員との間で生じた紛争に関する判例である「板まんだら」判決によって形成され、その後、蓮華寺判決によって宗教団体の内部紛争に適用されるに至る<sup>15)</sup>。ここではまず、このふたつの判決によって形成された判例法理について確認しておく。

## (1) 「板まんだら」判決

### (i) 事案

本件は、日蓮正宗の信徒団体である創価学会（Y）が、その会員らから供

---

13) この留保部分は、当時同じ第三小法廷に係属していた「板まんだら」事件（最三判昭和56年4月7日民集35巻3号443頁）を想定したものとされている。吉井直昭「判解」法曹会編『最高裁判所判例解説民事篇昭和55年度』（法曹会、1985年）12頁参照。

14) 最一判昭和55年4月10日・前掲注（12）〔本門寺判決〕。直接の言及は無いが、最三判昭和55年1月11日・前掲注（12）〔種徳寺判決〕も同様の前提に立っていると考えられる。吉井・前掲注（13）10頁参照。

15) 最二判平成元年9月8日・前掲注（2）〔蓮華寺判決〕。

養金という名目で寄付を募り、日蓮正宗総本山に、本尊である「板まんだら」を安置するための「正本堂」を建立寄進したところ、同会の元会員(X)から錯誤を理由とする供養金の返還を求める訴えが提起された、という事案である<sup>16)</sup>。訴訟物自体は錯誤を理由とする金銭返還請求であったが、Xらは錯誤の内容として、「板まんだら」が偽物であったことや、正本堂の完成時が「広宣流布」(日蓮の教えがあまねく世界に広まること)達成の時にあたると説明されていたが、実際にはそれが果たされなかったことなど、日蓮正宗の教義に関わる事項を挙げていた。

## (ii) 最高裁の判断

判旨は、Xらが主張する錯誤の内容について、その宗教性を指摘し、「いずれもことがらの性質上、法令を適用することによっては解決することのできない問題である」と評価する。そのうえで、「本件訴訟は、具体的な権利義務ないし法律関係に関する訴えの形式をとっており、その結果信仰の対象の価値又は宗教上の教義に関する判断は請求の当否を決するについての前提問題であるにとどまるものとされてはいるが、本件訴訟の帰すうを左右する必要不可欠なものと認められ、また、記録にあらわれた本件訴訟の経過に徴すると、本件訴訟の争点及び当事者の主張立証も右の判断に関するものがその核心となっていると認められることからすれば、結局本件訴訟は、その実質において法令の適用による終局的な解決の不可能なものであって、裁判所法3条にいう法律上の争訟にあたらぬものといわなければならない」と結論付けた。

本判決には、本件における宗教上の問題は不当利得返還請求の前提に過ぎず、宗教上の論争を目的とするものではないから、法律上の争訟にあたらぬということとはできないとする寺田裁判官の意見が付されている。同意見において寺田裁判官は、錯誤の内容として宗教上の事項のみが主張される場合には、立証責任の適用により、錯誤に基づく請求を理由がないものとして棄

16) 最三判昭和56年4月7日・前掲注(13) [「板まんだら」判決]。

却すべきであると述べている。

### (iii) 検討

判例及び通説によれば、司法権とは一切の法律上の争訟の裁判を行う権限であるとされている<sup>17)</sup>。ある事件が「法律上の争訟」(裁判所法3条1項)と認められるためには、①当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する争いであって(事件性要件)、②法令の適用により終局的に解決可能なものでなければならない(法律性又は終局性要件)。これらふたつの要件を満たさない訴えは、不適法として却下されることとなる。本件は、訴訟物が錯誤を理由とする金銭返還請求であったという点で事件性の要件を満たしていたものの、錯誤の有無を判断するために裁判所がなし得ない日蓮正宗の教義に関わる判断が必要であったことから、事案をどのように処理すべきかが問題となった。最高裁は本件訴えを「その実質において法令の適用による終局的な解決の不可能なもの」と評価して法律性要件の充足を否定し、本件は「裁判所法3条にいう法律上の争訟にあたらぬ」という結論を下した。

上で見た宗教団体の内部紛争に関する第二の判例法理を示した種徳寺判決及び本門寺判決までの最高裁は、宗教団体の内部で生じた紛争への介入に対して比較的積極的な姿勢を示していたが、この「板まんだら」判決の登場により、最高裁は消極的な姿勢へと転換したと言われる<sup>18)</sup>。具体的権利義務に関する紛争であれば裁判所が原則として解決すべきであるとする種徳寺判決・本門寺判決の考え方は、本判決の法廷意見よりもむしろ、請求棄却の本

17) 最大判昭和27年10月8日民集6巻9号783頁〔警察予備隊違憲訴訟〕、最三判昭和28年11月17日行集4巻11号2760頁〔教育勸語判決〕、最高裁判所事務総局編『裁判所法逐条解説(上)』(法曹会、1968年)22頁、佐藤功『憲法(下)〔新版)〕(有斐閣、1984年)928-930頁、芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法〔第6版)〕(有斐閣、2015年)232頁。

18) 新堂幸司「宗教団体内部の紛争と裁判所の審判権——最近の最高裁判決を材料にして——」同『民事訴訟法学の基礎』(有斐閣、1998年)266-267頁〔初出1982年〕によれば、「板まんだら」判決と種徳寺判決・本門寺判決の間には、「宗教上の争いに対する審判権の行使の仕方やその限界について、抑制的な姿勢と積極的な姿勢という基本的な違いがみられる」という。

案判決を下すべきとする寺田裁判官の意見と親和的であろう<sup>19)</sup>。「板まんだら」判決は、宗教団体とその元構成員との間で紛争が生じた事例であったため、その点で、種徳寺判決や本門寺判決のような宗教団体内部の紛争とは一応区別し得た。しかし、判例の消極的な姿勢は、蓮華寺判決の登場により、宗教団体内部の紛争にも向けられていくこととなる<sup>20)</sup>。

## (2) 蓮華寺判決

### (i) 事案

本件は、包括宗教法人によって罷免を受けた元住職と、新住職を長とする被包括宗教法人との間の寺院建物の占有権を巡る紛争に関するものである<sup>21)</sup>。日蓮正宗の被包括宗教法人であるX寺(蓮華寺)の住職兼代表役員であったYは、日蓮正宗の法主・管長であったAが信徒団体である創価学会との和合協調路線をとり始めたことに反発し、Aは前任法主から法主承継の儀式である「血脈相承」を受けていないなどという言説を発表し、訓戒を受けても改めることはなかった。そこでAは、Yに対し擯斥処分(僧籍剥奪処分)を下した。これを受けたX寺は、YがX寺住職及び代表役員としての地位を失ったことによりX寺の占有権限を喪失したと主張して、Yに対し、X寺所有建物の明渡しを求めて訴えを提起した。これに対しYは、X寺を相手取り、本件擯斥処分は管長の地位にない者によって下され、かつ自説は異説にあたらなため処分事由が存在しないと主張して、X寺の代表役員としての地位確認を求めて出訴した。以下の判旨はX寺による建物明渡の訴えに関するものである。

19) 新堂・前掲注(18) 267頁参照。

20) 魚住庸夫「判解」法曹会編『最高裁判所判例解説民事篇平成元年度』(法曹会、1991年) 302頁。それ故、宗教団体の内部紛争に関して訴えを却下すべきとする判例法理を批判する論者の中には、「板まんだら」判決の帰結については肯定的な態度をとる者もいる。佐藤幸治「宗教団体紛争と司法権」佐藤幸治＝中村陸男＝野中俊彦『ファンダメンタル憲法』(有斐閣、1994年) 172頁、松浦・前掲注(7) 35-36頁。

21) 最二判平成元年9月8日・前掲注(2) [蓮華寺判決]。

## (ii) 最高裁の判断

判旨は、まず前記本門寺判決と「板まんだら」判決を引用しつつ、「宗教上の教義、信仰に関する事項については、憲法上国の干渉からの自由が保障されているのであるから、これらの事項については、裁判所は、その自由に介入すべきではなく、一切の審判権を有しないととも、これらの事項に関わる紛議については厳に中立を保つべきであることは憲法20条のほか、宗教法人法1条2項、85条の趣旨に鑑み明らかなるところである」と述べる。そのうえで、前提問題としての宗教団体上の地位の存否の判断にあたって、宗教上の教義・信仰に関する事項をも審理判断しなければならないときには、裁判所が宗教事項に関する一切の審判権を持たない以上、右宗教団体上の地位の存否の判断もすることができない、とした。そして、「宗教団体内部においてされた懲戒処分等の効力が請求の当否を決する前提問題となっており、その効力の有無が当事者間の紛争の本質の争点をなすとともに、それが宗教上の教義、信仰……の内容に立ち入ることなくしてその効力の有無を判断することができず、しかも、その判断が訴訟の帰趨を左右する必要不可欠のものである場合には、右訴訟は、その実質において法令の適用による終局的解決に適しない」ため、「法律上の争訟」にあたらないと結論付けた。

## (iii) 検討

本判決においても、「板まんだら」判決に従い、本案に関する判断を下すために宗教上の教義に立ち入らなければならない場合には、当該「訴訟は、その実質において法令の適用による終局的解決に適しない」ため、法律上の争訟とは言えない、と判示された。もっとも、宗教関係以外の判例においては、裁判所が判断できない事項が中心的争点になっている場合であっても、「法律上の争訟」性を否定せず本案判決を下すことが一般的な処理となっている<sup>22)</sup>。例えば、衆議院解散の有効性が争われた苦米地判決では、衆議院の解散のような「極めて政治性の高い国家統治の基本に関する行為」は、それ

22) 安念潤司「司法権の概念」大石眞＝石川健治編『憲法の争点』（有斐閣、2008年）253頁参照。

が訴訟の前提問題として争われている場合であっても「裁判所の審査権の外に」ある、としつつ、原告の請求を棄却した原審判決を維持した<sup>23)</sup>。また、警察法改正無効事件においても最高裁は、両院が議事手続を順守して立法したかどうかについては、両院の自主性を尊重すべきであるから裁判所として判断すべきではないとしつつ、原告の請求を棄却する原審の判断を維持した<sup>24)</sup>。これらの判例と比較すると、宗教団体の内部紛争に関する蓮華寺判決の判例法理は特異にも思える。

では宗教上の教義・信仰に関わる事項についてのみ、最高裁に異なる判断をさせた要因は何だったのであろうか。蓮華寺判決の調査官解説によれば、「板まんだら」判決は、「紛争の実質が教義上の争いを核心としている場合には、その争いの一方の立場を正面から支持する結果となるような請求棄却の判決をせず、その事件をそもそも取り上げないという形で、裁判所の不干涉、中立性を主文で明確に示すところの訴え却下の判決で事件を打ち切るのが望ましい」という考え方に立っているという。本判決についても、このような「板まんだら判決」の「趣旨を、宗教団体内部においてされた懲戒処分が請求の当否を決する前提問題となっている場合にも推し及ぼした」と説明されている<sup>25)</sup>。最高裁としては、本案判決を下すことで、国家機関たる裁判所が宗教的対立の当事者の一方を勝たせるという外観を作り出すよりは、却下判決によって宗教上の対立への不干涉の姿勢を示す方が、国家機関の宗教的中立性を求める政教分離原則の観点から望ましいと判断したということであろう。

実際、蓮華寺判決には、それ以前の判例よりも、宗教に対する裁判所の中立・不干涉の姿勢を重視し、司法権の行使を忌避する姿勢が強く見られる。例えば本門寺判決では、教義等の内部事項について裁判所が干渉すべきではない理由として、宗教上の事項については憲法上保障された宗教団体の自律

23) 最大判昭和35年6月8日民集14巻7号1206頁〔苫米地判決〕。

24) 最大判昭和37年3月7日民集16巻3号445頁〔警察法改正無効事件〕。

25) 魚住・前掲注(20)302頁。

権を尊重すべきことのみが挙げられており、宗教に対する不干渉については触れられていなかった<sup>26)</sup>。同判決ではむしろ、争点となっていた住職選任の手續に関する規定や慣習が存在しなかったことから、裁判所自らが「具体的にされた住職選任の手續、方法が寺院の本質及び上告人寺〔本門寺〕に固有の特殊性に照らして条理に適合したものということができるか」を判断することまでが是認されている。「寺院の本質」や「固有の特殊性」は、本門寺の教義や信仰の内容と無関係とは言えないように思われるが<sup>27)</sup>、同判決はこうした点にまで踏み込んで本案判決を下すことも、本案に関して判断を下すのに「必要不可欠のものである限り……なんらの妨げはない」と判示しており、宗教上の「事項に関わる紛議については厳に中立を保つべき」ことを強調し、宗教紛争に対する不干渉の姿勢を示した蓮華寺判決とは対照的である。

### (3) 判例法理の影響

#### (i) 正信会訴訟の顛末

蓮華寺判決は、日蓮正宗の信徒団体であった創価学会の処遇を巡って、創価学会に批判的な僧侶らによる正信会と、創価学会との対立を避け、僧俗和合協調路線を採る宗門指導部との間で生じた大規模な対立に端を発する一連の訴訟（いわゆる正真会訴訟）のうちのひとつであった。正信会訴訟において、占有権限の存否に関する紛争の対象となった寺院は合計で100以上にも及ぶとされるが、それらのいずれについても、本判決に従って、終局性要件を満たさないことを理由に却下判決が下されたという<sup>28)</sup>。蓮華寺判決の法理に従って占有権限の存否を巡る訴えが却下された結果、寺院の占有権者が法的に定まらず、寺院の運営は極めて不安定な状況に陥ることとなった。擯斥処分を受けた僧侶らは、結果的に寺院の占有を継続することができたが、しかし法的に当該寺院の代表役員と認められたわけではない。その地位は、単

---

26) 最一判昭和55年4月10日・前掲注(12)〔本門寺判決〕。

27) 新堂・前掲注(18)271頁。

28) 井上・前掲注(3)6頁。

に事実上寺院を占拠していても明渡しを請求されないという不安定なものに過ぎないのである。そのため、多くの僧侶は、別途寺院を建設するなどして拠点を移し、訴訟の対象となった寺院を管理する者がいなくなる、という状況が生じた。他方の新たに選任された住職の側も、登記簿上で当該寺院の代表役員とされているものの、当該寺院に立ち入ることは許されず、寺院の修復や、寺宝等の管理のための試みも自力救済として禁じられている<sup>29)</sup>。正真会訴訟に対する却下判決は、結果的に、多数の寺院の荒廃を招いたとされる<sup>30)</sup>。

このような結果の深刻さから、宗教団体の内部紛争について審判を拒む判例の立場は、学説からの強い批判を浴びた。学説は、寺院建物の所有権のような法的権利を巡る紛争について裁判所が審判を拒むことは、当事者の裁判を受ける権利の否定につながるとして判例を強く批判し、教義等が前提問題となる場合でも本案判決を下すべきであると主張してきた<sup>31)</sup>。宗教紛争への中立性を強調する判例の姿勢に対しても、宗教団体の内部紛争における裁判所の中立性とは、「結果として紛争当事者の一方に有利になる本案判決を、裁判所が避けることによって維持されるもの」ではなく、「適正な事実認定に基づいて法規を適用することこそが裁判所の中立性を意味するものであって、事件の背景や事情などに必要以上にとらわれて本案の判断を回避することは、必ずしも適切ではない」という批判がある<sup>32)</sup>。筆者も、訴えの却下が宗教団体の自律的運営や団体内部の信者の信仰生活を大きく妨げる結果を招き得ることから<sup>33)</sup>、政教分離原則が信教の自由を全うさせるためのものであることに鑑みれば<sup>34)</sup>、このような帰結をもたらすまでに厳格な宗教に対する

29) 最三判平成10年3月10日判時1963号95頁、最二判平成12年1月31日判時1708号94頁参照。

30) 却下判決の顛末と、それが惹起する更なる法的問題について、井上・前掲注(3)6頁参照。

31) 伊藤・前掲注(7)13頁、中野・前掲注(7)42頁。

32) 伊藤眞「宗教団体の内部紛争に関する訴訟の構造と審判権の範囲」宗教法10号(1991年)170-171頁。

33) 井上・前掲注(3)6頁。また、山本・前掲注(4)43頁、片井・前掲注(1)25頁、松浦・前掲注(6)24頁なども参照。

34) 佐藤幸治『日本国憲法論』(成文堂、2011年)233頁。

中立性を求めるものと同原則を解釈することは妥当ではないと考える<sup>35)</sup>。

しかしながら、宗教上の判断を避けつつ本案判決を下すための具体的な方法については、学説の中でもいくつかの考えに分かれており、一致を見ていない。ここでは、宗教団体の内部紛争の処理のあり方に関する主要な学説として、(1)間接事実からの推認という手法を用いることを説くもの、(2)自律結果尊重説、(3)主張立証責任説の3つを順に見たのち、これらの学説の対立点について確認したい。

## 2. 紛争処理の在り方に関する学説

### (1) 間接事実からの推認

第一の学説は、宗教上の教義に関わる事実が、法律上の権利義務の要件事実となっている場合にも、当該事実の存在を、社会的、歴史的事実といった間接事実の積み重ねによって証明することを認める立場である。この学説は、血脈相承のような行為の宗教的意味等について裁判所が直接判断することはできないが、こうした行為の「事実的側面については証拠による認定が可能ならずであり、また、この事実的側面に限って審理・判断することは、教義に立ち入ることにはならない」という前提に立つ<sup>36)</sup>。その上で、血脈相承のような宗教団体における「秘伝」とされており、その存在を直接に証明することが困難な行為が問題となる場合には、間接事実の積み重ねから推認するほかない、とする。蓮華寺判決の場合には、処分者が血脈相承によって法主たる地位を承継したのかどうかを、「前法主の遷化（死亡）当時の状況、『血脈相承』を受けたという者が宗教団体内部で有した地位・信望の程度、法主就任当時における対立候補の存否、被告等が『血脈相承』の存在を争うに至った理由の説得性などの事情から」推認することとなるという<sup>37)</sup>。もっとも、論者がこうした手法による処理を説くのは、処分権者の権限の存否に関して

---

35) 拙稿・前掲注(4) 142-143頁。

36) 竹下・前掲注(7) 55-56頁。

37) 竹下・前掲注(7) 56頁。

のみであり、処分事由の有無に関しては、「裁量権の逸脱、又は処分権の濫用がなければ、宗教団体の自律的判断に任せて、裁判所もそれを尊重し、罷免事由があるものとして処分の効力を判断してよいと考えられる」としている<sup>38)</sup>。

この学説に対しては、立証主題である宗教上の事実（蓮華寺判決における血脈相承）の内容につき裁判官が認識することが出来ないことから、どれほど間接事実が積み重ねられようとも、当該事実に関する心証を裁判官が得ることは不可能ではないか、という疑問が示されている<sup>39)</sup>。

## (2) 自律結果尊重説

自律結果尊重説は、宗教団体の自律権を尊重すべきことを最も強く主張する立場であり、多くの学説がこの立場を採っている。自律結果尊重説としてまとめられるか、あるいはそれを称する学説の中にもバリエーションがあるものの、ほとんどは、教義問題に関わる判断が必要となる場合に、そうした問題に関して当該団体内部で一般に承認されている決定があれば、当該決定を団体の自律的決定とみなし、これを前提として判決を下すべきであると説く<sup>40)</sup>。

主たる論者のひとは、宗教団体の持つ自律権を、独立的自律権と自治的自律権とに区別すべきことを主張する。論者によれば、「前者は、宗教と国家の原理的独立性から、宗教団体が国家とは全く無関係に、いわば生来的に有するものであるのに対し、後者は、国家から与えられ、その限りで認められるにすぎない自律権である」という<sup>41)</sup>。両者の最も重要な差異は、前者に

38) 竹下・前掲注(7) 55頁。

39) 伊藤・前掲注(32) 163-165頁参照。

40) 新堂・前掲注(7) 304頁、高橋宏志「判批」椿寿夫ほか編『私法判例リマークス』（日本評論社、1990年）206頁。山本・前掲注(4) 34頁も、自律結果尊重説に与するとするが、同48頁注(7)では「あくまで、宗教団体の内部規則に基づく機関決定」を裁判所による尊重を受けるべき自律的決定と見るべきであるとしており、自律的決定の捉え方については他の二説に近いように思われる。

41) 松浦・前掲注(7) 5頁。佐藤・前掲注(20) 270-271頁は、この「呼び方が適当なものか否

属する事項に関する内部規則は、宗教団体自体が最終的にその解釈適用を行う権限を有するのに対し、後者については裁判所が最終的な解釈適用権限を有する、という点である。「宗教団体が信仰やその他の宗教上の事項を決めたり、宗教上の役職員の任免その他宗教上の行為をなし、その効力が問題となる場合には」独立的自律権が作用するため、裁判所はそれらに対する審判権を有さない<sup>42)</sup>。そのため、実際の訴訟において、例えば宗教上の地位の任免の効力が問題となった場合には、任免の有効性を主張する側は「宗教団体が独立的自律権を行使した事実、すなわち宗教団体自らが相当と認めた手続的・実体的規範に従って任免行為がなされたと認めていること（換言すれば、適正な任免行為がなされたと宗教団体が団体として認めていること）を主張・立証すれば足りる」<sup>43)</sup>。

こうした主張に対しては、団体の自律的決定を前提として裁判をすればどのような手続法上の根拠によるものなのか、という疑問が示されていた<sup>44)</sup>。この点について、別の論者が説明を施している<sup>45)</sup>。この論者は、自律結果尊重説の立場では、「立証主題そのものが本来の要件事実から、その事実に関する団体の自律的決定へと変更」されていると説く。つまりこの説明によれば、自律結果尊重説は「血脈相承という事実が、団体内部で広く承認されているということ、言い換えれば血脈相承の事実の存在について団体内部で自律的決定がなされていること、それが立証主題となっていて、それを間接事実に基づいて推認するという考え方」であるということになる。従って、仮に裁判所が判断を下せない事実「の存否についての判断が宗教団体の自律権に属するとされる場合には、当事者は、当該事実自体の立証に代えて、当該事実についての団体の判断内容を立証することが許され、裁判所はその

---

かはさて措くとして、宗教団体の自治・自律権について少なくともふたつの局面に分けて考えることは憲法解釈上正統とされるところではないか」と評している。

42) 松浦・前掲注(7) 5-6頁。

43) 松浦馨「民事訴訟による司法審査の限界」新堂幸司編『紛争処理と正義——竜崎喜助先生還暦記念』(有斐閣、1988年) 15頁。

44) 中野貞一郎「判批」判タ704号(1989年) 81頁。

45) 伊藤・前掲注(32) 168頁。

立証をもって、本来の要件事実の立証がなされたものと同じく取り扱うことが許される」こととなる。本来の立証主題であるところの宗教的行為の存否について裁判官が確証を持ってないという、間接事実からの推認の手法が持つ難点を回避しつつ、自律結果尊重説に手続的な裏付けを与え、両者を接合する巧みな説明であると思われる。

問題は、このような立証主題の変更が生じる根拠であるが、論者はそれを「宗教団体が持つ自律権」に求めている。すなわち、「ある法律要件事実の存否が、宗教上の教義の解釈そのものにかかわっている場合」には、憲法及び宗教法人法において保障されている信教の自由や宗教団体の自律権の効果により、「本来の要件事実の立証に代えて、当該事実の真否について団体の自律的決定がなされ、それが一定の内容のものであるということを立証することが許される」という。

### (3) 主張立証責任説

主張立証責任説は一般に、「教義問題に関しても、原則として通常的事実と同様に、主張立証責任の原則に基づいて判決すれば足りるとする見解」と説明されている<sup>46)</sup>。そのため、先の自律結果尊重説とは対立的な立場として理解されることが多い。しかし、主張立証責任説に立つ論者自身は、「私見も、宗教団体の自律権を否定しないのは勿論であり、その範囲内で宗教団体が定める教義や懲戒事由に従ってなされる自律的処分は、その実体的・手続的制限にふれない限り、裁判所も、その有効を認めて判決すべきである」とし、「私見を、処分事由の存否や宗教上の教義に関する事項まで主張・証明責任の適用で処理しようとしているものとして批判される……のは、誤解である」と主張している<sup>47)</sup>。実際、蓮華寺判決の調査官解説においても、同説が「宗教団体がその教義や自律的に定める懲戒事由に従ってなす自律的処分につい

46) 山本・前掲注(4) 33頁。高橋・前掲注(40) 206-207頁でも、「宗教事項について裁判所は審判できないとし、その結果、主張立証責任の所在に従って前提問題につき判断するとする」説として紹介されている。

47) 中野・前掲注(7) 50-51頁注(40)。

ては、その内容、手続が公序良俗に反する等の特段の事情がない限り、これを有効とすべき」とし、主張立証責任の適用により判断すべき事項を処分権者の地位の存否に限定していることから、同説を自律結果尊重説にも位置付け得ることが指摘されている<sup>48)</sup>。

論者が実際に主張する処理のあり方は、「宗教団体に自律権があり、その自律権行使が実体的・手続的要件を具えること……が認定できるならば、自律的処分を有効として判決できるし、要件具備が認定できないならば、その認定できない要件事実については、裁判所がその認定に立ち入れないために認定できない場合を含めて、その事実主張責任・証明責任を適用して判決する、というものである<sup>49)</sup>。

以上、宗教団体の内部紛争の処理のあり方に関する主要な3つの学説の内容を概観してきた。ここで注目すべきなのは、いずれの学説にあっても、教義の決定や宗教上の地位の任免等の宗教上の事項に関しては、当該宗教団体の自律的決定が尊重されるべきであると論じられていたことである<sup>50)</sup>。宗教事項を前提問題とする法的紛争においては、宗教団体自体の自律的決定の尊重を基本形とすべきであると考えられる点では、学説は一致していたと見てよいであろう。しかし自律的決定の尊重という学説の共通点は、学説を分かť対立点でもあるように思われる。そこで次に、学説間の対立を、自律権の尊重という点に注目しつつ捉えなおしてみたい。

#### (4) 自律権尊重に関する学説の対立点

先に見たように、教義問題に関しては宗教団体の自律的決定を尊重すべきであるという大枠に関しては、学説間でも一致を見ていた。しかし、裁判所が従うべき「宗教団体の自律的決定」の範囲については、特に多数説である自律結果尊重説が他の二説とは異なる見解に立っている。

---

48) 魚住・前掲注(20)306頁注(14)。

49) 中野・前掲注(7)46-47頁。

50) 中野・前掲注(7)44頁。

間接事実からの推認を説く立場、及び主張立証責任説が裁判所による尊重の対象としていた「宗教団体の自律的決定」は、当該団体の内部規則の定めに従った決定のみであった。前者の立場では特に、「処分機関の処分権限の存在」が、「内部的処分が自律権の行使として尊重されるための絶対的要件」であるということが強調されている<sup>51)</sup>。主張立証責任説においても、「宗教団体が定める教義や懲戒事由に従ってなされる処分」については、「実体的・手続的制限にふれない限り」で有効と認められるとされており、団体の内部規則に則った機関的決定を「宗教団体の自律的」決定と捉えている<sup>52)</sup>。他方の自律結果尊重説は、このような宗教団体の機関的決定に加えて、当該団体内部で一定の宗教的行為の存在が受容されていることをも「宗教団体の自律的決定」に含めている。いわば、宗教団体の内部的決定が手続的・実体的要件を具備していることを直接認定できずとも、団体内部の多数が当該決定を承認していることが認められれば、それを団体の自律的決定と認めて尊重すべきであるとしているのである<sup>53)</sup>。

自律結果尊重説による「自律的決定の拡張」に対し、主張立証責任説の立場は、「裁判所が機関の地位の正当性の審理に立ち入らないまま、宗教団体の自律・自治の名のもとに、実質上は主流派の判断・解釈に過ぎないものをそのまま受容して、抗争する少数派を負かせるのでは、『片言訟を断ずる』に等しい」と強く批判している<sup>54)</sup>。間接事実からの推認を説く論者も、論者が自律的決定を尊重するための「絶対的前提要件」であるとする処分機関の権限の存否につき、自律結果尊重説が裁判所の審査無しに有効性を認めて判決の基礎とすることに疑問を示している<sup>55)</sup>。

もっとも判例は、いずれの範囲においても団体側の自律的決定を尊重して

51) 竹下・前掲注(7) 55頁。

52) 中野・前掲注(7) 50頁注(50)。同・前掲注(44) 80頁も参照。

53) 高橋・前掲注(40) 209頁は、ここで判決の基礎とされる自律的決定を「内実は多数派の決定」と評している。その上で、多数派の決定を基礎として判決を下す方が、主張立証責任説に従うよりも事案の処理として座りが良いとしている。

54) 中野・前掲注(44) 80頁。

55) 竹下・前掲注(7) 45頁。

事案を処理することには消極的である。例えば、玉龍寺判決は、処分権者である臨済宗妙心寺派管長の正統性が争われておらず、管長の自律的処分を前提とすれば解決できた事案であったにもかかわらず、処分事由の宗教性を理由に訴えを却下すべきとしている<sup>56)</sup>。

### 3. 本稿の問題意識と検討対象

以上概観したように、学説は、紛争処理の基本形に関してこそ一致していたものの、裁判所が前提とすべき宗教団体の自律的決定の範囲に関しては、多数説である自律結果尊重説と他の学説との間で対立があった。この対立に決着をつけるためには、憲法による宗教団体の自律権の保障が、どのような根拠で、どこまでの範囲に及ぶのかを明らかにする必要がある。従来の学説においても自律権への言及はあったものの、踏み込んだ検討までは見られなかった。判例が自律権の尊重という手法の採用に消極的であったのも、対立する当事者のうち、団体側のみを有利に扱って良いことの根拠づけが十分にはなされていなかったからではないかとも思われる。

そこで本稿では、裁判所が、宗教団体の自律的決定を尊重して事案を処理することが正当化される基礎を探りたい。それにより、裁判所が尊重し、少数派が従わなければならないような宗教団体の自律的決定とは、どのような決定であるのかを明らかにする。以下ではまず、教会内部の紛争に関するアメリカ合衆国の議論を参照する。アメリカ合衆国においては、以下で見るように、当初から合衆国憲法修正第1条の信教の自由条項及び国教樹立禁止条項に基づく教会自律権の尊重が判例上認められてきており<sup>57)</sup>、宗教団体の内部紛争に関して豊富な判例と議論の蓄積を有するため参照に値する。

---

56) 最三判平成21年9月15日・前掲注(8)〔玉龍寺判決〕。

57) 合衆国憲法修正第1条「合衆国議会は、国教を樹立する法律もしくは自由な宗教活動を禁止する法律……を制定してはならない」。邦訳は、高橋和之編『世界憲法集〔新版第2版〕』（岩波文庫、2012年）75頁〔土井真一〕によるもの。本稿では「自由な宗教活動」を保障する箇所を信教の自由条項と、「国教を樹立する法律」の制定を禁止する箇所を国教樹立禁止条項と呼び、両者を併せて宗教条項（religious clause）と呼称する。

## II. アメリカにおける教会自律権

### 1. 聖職者例外法理と教会自律権

#### (1) 聖職者例外法理

アメリカにおける宗教団体の自律権、すなわち教会自律権に関する近年の重要な動きとして、連邦最高裁による「聖職者例外」(ministerial exception) 法理の承認が挙げられる。「聖職者例外」法理は、「宗教団体」と「聖職者」との間の雇用関係について、各種法律上の雇用差別禁止規定の適用を排除するものである<sup>58)</sup>。同法理は、雇用差別を広く禁止する1964年公民権法第7編の制定を契機として、聖職者の任免に関する宗教団体の自律的決定と各種法律上の雇用差別禁止規定との抵触問題を解消するため、1972年の McClure 判決<sup>59)</sup>、及び1985年の Rayburn 判決をはじめとする連邦巡回区控訴裁判所の諸判決を中心に形成されてきた<sup>60)</sup>。連邦最高裁は、長く同法理の適否に関して沈黙していたが、2011年の Hosanna-Tabor 判決において、は

58) 「聖職者例外」法理の対象となる「宗教団体」は、教会やシナゴグ (synagogue) といった典型的なものに限られず、「その目的が、明白又は明確に宗教的性格により特徴付けられる」すべてのものが含まれる。Hollins v. Methodist Healthcare, Inc., 474 F.3d 223, 225-226 (6th Cir. 2007), *cert denied*, 552 U.S. 857 (2007). そのため、例えば宗教団体が運営する学校や病院なども「聖職者例外」の適用される宗教団体に該当すると判断されることがある。更に、同法理に言う「聖職者」(minister) も正式に叙任を受けた聖職者に限られず、その「主要な職務が、信仰を教え、広めることや、教会統治、宗教的秩序の監督、宗教的儀式・礼拝への参加又は監督により構成される」すべての者が含まれる。同法理が適用を免除する法律についても、当初の公民権法第7編に加えて、1967年雇用における年齢差別法 (The Age of Discrimination in Employment Act of 1967) (29 U.S.C. § 621-634 (2019)) や、1990年障害を持つアメリカ人法 (42 U.S.C. § 12101 *et seq.* (2016)) 等各種連邦法のほか、雇用差別を禁じる州法の規定にまで広がっている。「聖職者例外」法理の形成や射程等の詳細に関する邦語文献として、福嶋敏明「『聖職者例外』法理とアメリカ連邦最高裁——雇用差別禁止法と宗教団体の自由・再論」(1) (2・完) 神戸学院法学42巻3・4号1115頁 (2013年)、43巻3号153頁 (2014年) 参照。

59) McClure v. Salvation Army, 460 F.2d 553 (5th Cir. 1972), *cert. denied*, 409 U.S. 896 (1972).

60) Rayburn v. General Conference of Seventh-Day Adventists, 772 F.2d 1164 (4th Cir. 1985).

じめて同法理を承認した<sup>61)</sup>。

## (2) Hosanna-Tabor 判決 (2011年)

本件は、ホザナーテイバー福音ルーター派教会 (Hosanna-Tabor Evangelical Lutheran Church)、及びその教会学校により同教会学校から解雇された教師 (Cheryl Perich) と雇用機会均等委員会 (EEOC) が、当該解雇が障害を持つアメリカ人法 (Americans with Disabilities Act (ADA)) に違反するとして、同教会及び教会学校に対し、Perich の原職復帰等を求めて訴えを提起した、という事件である<sup>62)</sup>。

Roberts 長官による法廷意見は、合衆国憲法修正第 1 条につき、同条が「『国教の樹立』を禁止し、『自由な宗教活動』を保障することにより、……〔連邦政府が、〕宗教団体内部の職務の任命に関して何らの役割も果たさないことを保障した」ことを確認したうえで、「国教樹立禁止条項は、政府が聖職者を任命することを防止し、信教の自由条項は、宗教団体が自ら聖職者を選任する自由に対して政府が干渉することを防止している」との解釈を示した<sup>63)</sup>。この解釈を前提に、法廷意見は次のように述べて聖職者例外法理の存在を認めた。すなわち、「当裁判所は、聖職者例外が存在することを認める。宗教団体の構成員は、自らの信仰を聖職者の手に委ねる。教会に対して、教会が望まない聖職者を承認し、雇用することを命じること、あるいは教会がそれを怠った場合に処罰を下すことは、単なる雇用に関する判断以上のものに介入することとなる。そのような行為は、教会の内部統治に介入し、自らの信仰を具体化する者を選任することに関する教会の支配権を奪う。政府は、

---

61) Hosanna-Tabor Evangelical Lutheran Church and School v. EEOC, 565 U.S. 171 (2011). 本判決を扱うわが国における文献として、浅香吉幹ほか「座談会：合衆国最高裁判所2011-2012年開廷期重要判例概観」アメリカ法2012-2号(2012年)225頁、宮下紘「アメリカ最高裁の判決を読む(2011-2012年開廷期)」駿河大法学26巻2号(2013年)195頁、山口智「宗教団体と雇用差別禁止法」(2・完)神戸外大論叢63巻1号113頁(2013年)、福嶋・前掲注(58)参照。

62) 本件の事実関係の詳細について、See, Douglas Laycock, *Hosanna-Tabor and the Ministerial Exception*, 35 HARV. J.L. & PUB. POLY 840 (2012).

63) *Hosanna-Tabor*, 565 U.S. at 184.

教会側が望まぬ聖職者を押し付けることによって、〔聖職者の〕任命を通じて自らの信仰と伝道を具体化する宗教団体の権利を保障する信教の自由条項に違反することとなる。どの個人が信徒に対して聖職者としての務めを果たすかを判断する権限を政府に与えることは、このような教会内部的な判断に政府が関与することを禁じる国教樹立禁止条項に違反することともなる」<sup>64)</sup>。

このようにして連邦最高裁は、修正第1条の信教の自由条項と国教樹立禁止条項の双方から聖職者選任に対する教会の自律権を基礎付け、聖職者例外法理の存在を承認した。本判決による聖職者例外法理の承認は、連邦最高裁が修正第1条の解釈の重点を個人の宗教活動の自由から宗教団体の自律権へと移そうとしていることを示唆するものであると指摘されている<sup>65)</sup>。このことは、Hosanna-Tabor 判決において、国教樹立禁止条項が教会の自治に対する干渉を排除するために初めて用いられたという事実からもうかがうことができる<sup>66)</sup>。同条項は従来、宗教に対する援助を排除する形で援用されてきたものであったが<sup>67)</sup>、本判決において初めて、聖職者選任という教会の自治に係る決定に対する政府の介入を排除する形で用いられたのである<sup>68)</sup>。このような国教樹立禁止条項の新たな用いられ方は、解釈論として興味深いものではあるが、その背景には、本判決の法廷意見も指摘する政府と宗教との関係に関するアメリカ建国期の歴史が深く関係している点に注意が必要であろう<sup>69)</sup>。

聖職者選任に関する宗教団体の自律的決定を強く保護する聖職者例外法理を支える根拠はいくつか挙げられるが、Douglas Laycock は、そのうちの最

64) *Id.* at 188-189.

65) Michael W. McConnell, *Reflections on Hosanna-Tabor*, 35 HARV. J.L. & PUB. POLY 821, 836 (2012).

66) See *Hosanna-Tabor Evangelical Lutheran Church and School v. EEOC*, 565 U.S. 171, 184.

67) See *e.g.*, *Comm. for Pub. Educ. & Religious Liberty v. Nyquist*, 413 U.S. 756, 759 (1973); *Lemon v. Kurtzman*, 403 U.S. 602, 606 (1971); *Lee v. Weisman*, 505 U.S. 577, 580 (1992); *Engel v. Vitale*, 370 U.S. 421, 422 (1962); *McCreary Cnty. v. ACLU of Ky.*, 545 U.S. 844, 850 (2005); *Van Orden v. Perry*, 545 U.S. 677, 681 (2005); *Larson v. Valente*, 456 U.S. 228, 230 (1982).

68) McConnell, *supra* note 65 at 833.

69) *Hosanna-Tabor*, 565 U.S. at 182-185. See also McConnell, *supra* note 65 at 829.

も基礎的なものとしてふたつの根拠を挙げている<sup>70)</sup>。第一の根拠は、聖職者例外法理が、世俗の文脈では禁じられるであろう聖職者に関する宗教上の規則を保護することである<sup>71)</sup>。Christopher Lund は、聖職者例外法理のこのような機能を、良心の要素 (conscience component) と呼んでいる<sup>72)</sup>。宗教団体のなかには、自らの信仰に従って、聖職者の任免に関して世俗の法規定に反するようなルールを置いているものもある。例えば、司祭への叙任を男性に限るカトリック教会の慣行は、雇用における性差別を禁じる規定に反することとなるであろう。聖職者例外法理は、聖職者に任免に対する世俗の法規定の適用を排除することで、こうしたルール、及びその背景にある信仰そのものを保護しているのである<sup>73)</sup>。

第二の根拠は、聖職者例外法理が、自らの聖職者を選任し、だれが聖職者であるべきで、だれが聖職者であるべきではないかを決定する教会の権利を保護していること、である<sup>74)</sup>。Lund はこれを、自治の要素 (autonomy component) と呼び、同法理を支える要素の内でもっとも重要なものと評価している<sup>75)</sup>。Lund によれば、自治的要素は信仰生活における宗教指導者の持つ特別の重要性に関わるものであり、聖職者の選任は宗教の実践における重要な行為であるという<sup>76)</sup>。すなわち、「宗教指導者は人々の生活において根本的な役割を担っている。……そのため、聖職者の選任が宗教の核心に位置付けられるが故に、信教の自由の核心はそのような選任における自由な選択を有することにある」。従って、聖職者の任免を理由として宗教団体に負担を課すことは、このような信教の自由の核心に対する制約となるのであ

---

70) Laycock, *supra* note 62 at 848.

71) *Id.*

72) Christopher C. Lund, *In defense of the Ministerial Exception*, N.C.L. Rev. 1, 5, 31-34 (2011).

73) Laycock, *supra* note 62 at 849; Lund, *supra* note 72 at 5.

74) Laycock, *supra* note 62 at 849.

75) Lund, *supra* note 72 at 5.

76) *Id.* at 35.

る<sup>77)</sup>。本件に対して聖職者例外法理を適用することに対する反論のひとつとして、本件原告らは、学校側が挙げる本件解雇の宗教的な理由が口実すぎないことを主張していたが<sup>78)</sup>、聖職者の選任自体が信教の自由のなかで占める重要性を踏まえれば、原告の主張は「聖職者例外の根本的な事項を誤解しているか、無視している」ということとなる<sup>79)</sup>。このことは、原告の主張に対する Hosanna-Tabor 判決の次のような応答にも端的に示されている。すなわち、「この例外の目的は、聖職者を解雇するという教会の決定が宗教上の理由による場合にのみ、これを保護することではない。この例外は代わりに、だれが信者に対して伝道をするか—これは『厳密に教会内部的な』問題である—を選択し、統制する権限は、教会のみのものであるということを確保しているのである」<sup>80)</sup>。

### (3) 小括

教会内部の紛争に関する判例法理の現況として、信教の自由条項と国教樹立禁止条項の双方に基づいて、教会自律権に対して強力な保護を及ぼそうとする姿勢が見られる、ということが指摘できる<sup>81)</sup>。聖職者例外法理の下では、「自らを統治する教会の能力を攻撃する訴訟において、一方を雇用差別の精力的な根絶とし、他方を組織的宗教の自由とするあらゆる利益衡量は、修正第1条によって既に果たされている」と考えられており<sup>82)</sup>、同法理が適用される限り、雇用差別禁止規定違反を主張する聖職者による訴えはおよそ避け

---

77) *Id.*

78) Hosanna-Tabor Evangelical Lutheran Church and School v. EEOC, 565 U.S. 171, 194 (2011).

79) Laycock, *supra* note 62 at 850. Lund はこうした発想には、第一に宗教の実践を宗教上の命令に従うことと同視する問題の多い古い見解に根差していること、第二に多くの教会では聖職者の選任は(会衆による選挙等を通じて)神の命によりなされているということを踏まえれば、それらの教会における選任は信仰に基づいて行われることとなる、というふたつの問題があるという。Lund, *supra* note 72 at 36-38.

80) *Hosanna-Tabor*, 565 U.S. at 194-195.

81) McConnell, *supra* note 65 at 836.

82) Carl H. Esbeck, *Religious Liberties: A Religious Organization's Autonomy in Matters of Self Governance: Hosanna-Tabor and the First Amendment*, 13 ENGAGE 168 (2012).

られることとなるように思われる。こうした状況から、「今や信教の自由条項は、……個人による信仰の実践よりも、宗教団体の『信仰と伝道』にずっと大きな保護を与えており、国教樹立禁止条項は、『宗教的』判断形成に政府が介入することを禁止している」とも指摘されている<sup>83)</sup>。

上でみたように、聖職者の選任を教会にとって重要な宗教的決定であると認め、それを強力に保護しようとする判例の立場は評価し得るものである。他方で、教会の自律的決定を裁判所が審査し、覆すことができないため、当該決定により不利益な取扱いを受ける教会内の聖職者らは、救済を求める術を奪われることとなる。教会自律権の強力な保護の反面で生じる、このような聖職者の権利に対する制限は、どのような理由で正当化されるのであろうか。この点に関する考察は、わが国における宗教団体の自律権に対する尊重の基礎と限界を問う上でも重要な示唆を与えてくれるであろう。教会自律権が優越することの根拠については *Hosanna-Tabor* 判決自体において明言されていないが、聖職者例外法理の形成には教会財産紛争における先例の判断が影響しているため、これらの先例を参照することは有益な示唆を与えてくれるように思われる。そこで以下では、教会財産紛争に関する判例において当初から用いられてきた「敬讓準則」(deferential rule)の基礎を巡る議論を概観していきたい。まずは、敬讓準則を形成してきた連邦最高裁の諸判決について確認する。

## 2. 財産紛争における教会自律権の尊重

### (1) 敬讓準則に関する判例

教会財産紛争に関する連邦最高裁判例においては、当初から、教義や信仰といった教会内部の問題について、教会当局の自律的決定に対して敬讓すべきことが説かれてきた。教会財産紛争に関する最初の連邦最高裁判例である *Watson* 判決においてすでに、階層制教会 (hierarchical church) における教会財産紛争の処理にあたって、当該教会内部の問題に関する判断が必要な場

83) *McConel*, *supra* note 65 at 836.

合には、当該教会の最上位の統治機関の判断に従って判決を下さなければならないという「敬讓準則」を採用すべきことが示されていたのである<sup>84)</sup>。

### (i) Watson 判決 (1872年)

本件は、合衆国長老派教会 (Presbyterian Church in the United States) に属する地方教会の内部で、奴隷制の是非を巡って対立が生じ、それが当該教会財産の使用権に関する紛争へと発展したものである<sup>85)</sup>。連邦最高裁は、少数派が合衆国長老派教会から離脱していたことを理由に少数派の財産使用権を否定したため、いずれの派閥が当該教会の正統な構成員であるかについての判断は下されなかった<sup>86)</sup>。もっとも、Miller 裁判官による法廷意見は教会財産紛争を3つの分類に分けた上で、それぞれの処理のあり方を示している<sup>87)</sup>。

そのうち、本件のような階層制教会における財産紛争につき、法廷意見は次のように述べて、敬讓準則を用いることで処理すべきことを示している。すなわち、「本件のような事件において、世俗裁判所を規律する行為規範 (rule of action) は、戒律、信仰、教会規則、教会の慣例又は法に関する問題が、当該事件が持ち込まれた最高位の教会内裁決機関 (judicatory) による判断を受けていた場合には、司法裁判所は、当該判断が最終的なものであり、それらを係属中の事件に対して適用するに際して裁判所を拘束するものとして受容しなければならない、というものである」<sup>88)</sup>。

---

84) *Watson v. Jones*, 80 U.S. (13 Wall.) 679 (1872).

85) *Id.* at 726. 本件の事案について、*See Kent Greenawalt, Hands Off! Civil Court Involvement in Conflicts Over Religious Property*, 98 COLUM. L. REV. 1843, 1847-1848 (1998).

86) *Watson*, 80 U.S. (13 Wall.) at 734.

87) *Id.* at 722-726. 法廷意見は教会財産に関する紛争を、①当該教会財産に適用可能な明示的な信託がある場合、②紛争が会衆制 (congregational) 教会で生じた場合、③階層制教会で生じた場合に区別し、それぞれについて解決のあり方を示している。世俗裁判所は、①財産に関する明示的な信託がある場合にはそれに従って紛争を解決し、それ以外については、②会衆制教会の場合にはその多数派又は権限を有する機関の決定に、③階層制教会の場合には最上位の権限を有する機関の決定に従って紛争を解決しなければならないとされた。

88) *Id.* at 727.

法廷意見は更に、こうした教会当局への敬讓の準則を支えるものとして、内部事項に関する自律的決定権を教会に認めている。すなわち、「わが国においては……何らかの宗教上の教義を表現し、これを布教することを促進するために任意加入の宗教団体を設立する権利、及び団体内において論争となった信仰上の問題に関する判断を下す権利、そして包括団体における全ての構成員個人、教会、役員に関する教会統治のための裁決機関を創設する権利は、疑いの余地もなく受け入れられている」。その上で法廷意見は、教会内部の問題につき、教会当局の判断を受容することは、「このような宗教的結合の本質であり、団体内部で生じる問題の判断のための裁決機関を創設するその者らの権利の本質である」と述べている<sup>89)</sup>。要するに法廷意見は、教義等の内部事項に関する判断や、紛争処理のための組織の構成に関する自律的権限を宗教団体に認め、その自律権により教会当局による判断への敬讓の準則を基礎づけているのである。この点に本判決の大きな意義が認められる<sup>90)</sup>。

他方で法廷意見が採用した敬讓準則は、教会の構成員である信徒に対する教会当局による抑圧を正当化する危険性をも孕んでいる<sup>91)</sup>。法廷意見によれば、このような強力な自律権は、構成員が教会への加入の際に行ったとされる「黙示的同意 (implied consent)」により基礎づけられるという<sup>92)</sup>。すなわち、「そのような団体に加入する全ての者は、このような統治に対する黙示的同意によって加入するのであり、それに服するように拘束される」<sup>93)</sup>。このように、内部統治の問題については教会当局の判断を受容すべきとする法廷意見の立場は、「信徒は、宗教団体に加入することによって、宗教上の規則の制定、及び宗教上の紛争の処理に対する団体の権限に黙示的に同意し

---

89) *Id.* at 728-729.

90) Louis J. Sirico, Jr., *The Constitutional Dimensions of Church Property Disputes*, 59 WASH. U. L. Q. 1, 11-12 (1981).

91) *Id.* at 13.

92) Ira Mark Ellman, *Driven from the Tribunal: Judicial Resolution of Internal Church Disputes*, 69 CAL. L. REV. 1378, 1387-1388 (1981).

93) *Watson v. Jones*, 80 U.S. (13 Wall.) 679, 729 (1872).

ている、という前提に」基づいているとされている<sup>94)</sup>。

任意加入の宗教団体に参加するという構成員の自発的意思に自律的決定への拘束を基礎付けるという発想は、下級審裁判所の判決にも見受けられる。たとえば、*Barkley v. Hayes* 判決は、*Watson* 判決で示された敬讓準則を採用するにあたり次のように述べている。すなわち、「その者が望まないならば、その者はいずれの宗教団体にも加入する必要はないし、その者が望む限りで当該団体と一致すると見られ続けなければならない。しかし、その者が教会と一体となり、その当局の一員となった場合には、その者はその範囲で自らの個人の自由を自主的に放棄するのである。その者がそのような関係性を利用し、そうした結合から生じる特権と利益を享受すること望む限り、当該団体を支配する法に従わなければならない」<sup>95)</sup>。

## (ii) Gonzalez 判決 (1929年)

*Watson* 判決で示された敬讓の準則は、1929年の *Gonzalez* 判決においても踏襲された<sup>96)</sup>。本件は、チャプレン職 (collative chaplaincy) へと任命される権利を遺言により相続したと主張する *Gonzalez* が、任命権限を有する主教を相手取って当該職務への任命等を求める訴えを提起したものである<sup>97)</sup>。*Brandeis* 裁判官による法廷意見は、チャプレン職の「任命は教会法上の行為であるから、何がチャプレン職にとって不可欠な適性であって、志願者がそれらを備えているかどうかを判断することは、教会当局の役割である」と述べた上で<sup>98)</sup>、任命権を持つ大司教による決定に対して世俗裁判所は敬讓を与えなければならないとの判断を示した。すなわち、チャプレン職の選任のような「純粹に教会内部的な問題に関する教会内裁決機関の判断は、世俗的

94) Michael Helfand, *Religion's Footnote Four: Church Autonomy as Arbitration*, 97 MINN. L. REV. 1891, 1930 (2013).

95) *Barkley v. Hayes*, 208 F.319, 323 (W.D.Mo.1913), *aff'd sub nom. Shepard v. Barkley*, 247 U.S. 1 (1918).

96) *Gonzalez v. Roman Catholic Archbishop*, 280 U.S. 1 (1928).

97) *Id.* at 10-15.

98) *Id.* at 16.

権利に影響を与えるものであっても、詐欺、通謀、又は恣意性がない限り、世俗裁判所における訴訟において終局的なものとして受容される」と判示したのである。加えて、このような教会当局への敬讓は、「利害関係にある当事者が契約その他の方法によって、〔当該教会内裁決機関を〕そのようなものとした」ということから説明されるという<sup>99)</sup>。ここでも、教会自律権への敬讓が構成員による黙示的同意により基礎づけられるという Watson 判決の立場が踏襲されている。

本判決で注目すべきなのは、敬讓準則に「詐欺、通謀、又は恣意性がない限り」という留保が付けられている点である<sup>100)</sup>。この留保が付けられたことにより、裁判所は、教会内部問題に関する教会当局の判断に対して敬讓を与えるか否かを決定するために、当該判断における「詐欺、通謀、又は恣意性」の有無を審査することができることとなった。こうした留保は、構成員の黙示的同意により支えられるという、教会自律権の性質に由来するものであるとされる<sup>101)</sup>。つまりここでは、「教会当局による支配を受ける、という構成員の同意は、このような教会当局による詐欺、通謀又は恣意的行為までは予定していない」と想定されていたのである<sup>102)</sup>。このように、Watson 判決が示した敬讓準則を踏襲しつつ、「詐欺、通謀、又は恣意性がない限り」という留保を付けることにより、その具体的適用の場面を限定しようとした点に本判決の意義が認められる。もっとも、この例外部分は傍論であると考えられ、後の判例による修正を受けることとなる<sup>103)</sup>。

### (iii) その後の展開

以上のように、Watson 判決及び Gonzalez 判決において、教義や信仰、聖

---

99) *Ibid.* (citing *Watson v. Jones*, 80 U.S. (13 Wall.) 679, 727 (1872)).

100) *Id.* at 16.

101) Ellman, *supra* note 92 at 1391; Sirico, *supra* note 90 at 22.

102) Note, *Judicial Intervention in Church Property Disputes—Some Constitutional Considerations*, 74 *YALE L.J.* 1113, 1120 (1965).

103) *Serbian Eastern Orthodox Diocese for the United States of America and Canada v. Milivojevic*, 426 U.S. 696, 708–713 (1976).

職者の地位等といった教会内部の問題について、教会当局の自律的決定に対する敬讓の準則が形成された。すなわち、こうした教会内部の問題については教会当局に自律的決定権が認められるため、裁判所は教会当局の決定に敬讓しなければならない、とされたのである。ここでは、教会の構成員は教会に加入する際に当該教会による統治を受けることに黙示的に同意している、という想定がそうした教会当局への決定への敬讓を支えるものと考えられていた。

もっとも、両判決は、合衆国憲法修正第1条の宗教条項が州に対しても適用されることが判例上認められる以前に下されたものであったため<sup>104)</sup>、両判決において敬讓準則を基礎付けていた教会自律権は、もっぱらコモン・ロー上のもので承認されたに過ぎなかった<sup>105)</sup>。両判決が承認した教会自律権及び敬讓準則は、1952年の *Kedroff* 判決及び1969年の *Presbyterian Church* 判決により明示的な憲法上の基礎を与えられることとなる<sup>106)</sup>。しかし、内部事項に関する教会の自律的決定権を強調してきた *Watson* 判決をはじめとする初期の判例の立場は、*Presbyterian Church* 判決以降の判例によって徐々に変化を見せることとなる。ここでは、従来判例の特徴であった信教の自由への配慮に基礎付けられていた教会自律権の尊重に加えて、国教樹立禁止条項に基づく宗教問題への不干渉の姿勢が強調されていくこととなる<sup>107)</sup>。

そのような変化に伴い、*Gonzalez* 判決において承認された教会当局の自律的決定への限定的な審査は、*Milivojevich* 判決において、宗教問題への関

---

104) *See Cantwell v. Connecticut*, 310 U.S. 296 (1946), *Everson v. Board of Education*, 330 U.S. 1 (1947).

105) ただし、教会自律権に関する *Watson* 判決の判示は、修正第1条が保障する宗教的結社の自由への考慮を明らかに前提としているものであったとされる。Note, *Judicial Intervention in Disputes Over the Use of Church Property*, 75 HARV. L. REV. 1142, 1145-1154 (1962).

106) *Kedroff v. Saint Nicholas Cathedral*, 344 U.S. 94, 116 (1952) (quoting *Gonzalez v. Roman Catholic Archbishop*, 280 U.S. 1, 16-17 (1928)); *Presbyterian Church in the United States v. Mary Elizabeth Blue Hull Memorial Presbyterian Church*, 393 U.S. 440, 449 (1969).

107) David K. Dewolf, *State Action under the Religion Clauses: Neutral in Result or Neutral in Treatment?*, 24 U. RICH. L. REV. 253, 267 (1990).

わり合いを生じさせるものとして実質的に否定されることとなった<sup>108)</sup>。本件は、セルビア正教の教会統治機関によるアメリカカナダ主教区の再編、及び当該主教区の主教であった Milivojevic に対する聖職剥奪処分 (defrock) の効力を巡る紛争であったが<sup>109)</sup>、原審のイリノイ州最高裁判所は、Milivojevic に対する免職・聖職剥奪処分については手続違背の「恣意的な」処分であることを理由に、主教区の再編については母教会の権限の範囲外であることを理由に、それぞれ無効としていた<sup>110)</sup>。連邦最高裁は、原審が行った管轄権の存否や恣意性の有無に関する審査は、政府が「本質的に宗教的な紛争に関わり合いを持つか、あるいは特定の教義上の信仰を支持するグループを擁護して当該紛争に干渉する相当の危険性」をもたらすが故に、修正第1条に反すると判示して原審の判断を取消している<sup>111)</sup>。

こうした判例の新たな傾向の出現に伴い、「法の中立的原理」(neutral principle of law) に基づく紛争の処理が説かれることとなった。これは、通常の財産法や信託法等における宗教に中立的な諸原理を適用して教会の内部文書を解釈し、教会内の財産紛争を処理するという手法である。法の中立的原理による紛争処理の手法は、「宗教上の教義、組織及び慣習の問題への関与から、世俗裁判所を完全に解き放つ」ことができるという利点を有しており、このことから、「教会組織と国家の裁判所との間の衝突を減少させる試みとしてではなく、司法による事実認定から生じ得る関与を減少させる方法として理解するのが最も適切である」とされる<sup>112)</sup>。なぜなら、中立的原理アプローチを採る場合には、教会当局による決定が覆される場合もあり得るからである。もっとも、こうした判例の新たな傾向の下でも、教会の自律的決定の尊重という基本的な部分が完全に放棄されてしまったわけではないよ

---

108) Serbian Eastern Orthodox Diocese for the United States of America and Canada v. Milivojevic, 426 U.S. 696, 707 (1976).

109) *Id.* at 707.

110) *Id.* at 708.

111) *Id.* at 709.

112) LAURENCE H. TRIBE, AMERICAN CONSTITUTIONAL LAW 1238 (2d ed. 1988).

うに思われる。法の中立的原理アプローチを用いることができるのは、教会内部の紛争の中でも教義問題の関わらないものだけに限られており、教義問題が紛争の解決に関わる場合には依然として敬讓準則の採用が要請されているためである<sup>113)</sup>。加えて、中立的原理アプローチが用いられる場合でも、教会は自らが望む処理方法をあらかじめ教会の規則として定めておくことによって、その意思決定を表示しておくことが可能であるとされる<sup>114)</sup>。このように考えると、教会内部の紛争においては、敬讓準則と法の中立的原理という異なるふたつのアプローチのいずれにおいても、教会自体の意思決定に従うことが基本的には求められているということが出来る<sup>115)</sup>。そうであるとすれば、法の中立的原理アプローチの下での教会の内部規定に従った紛争処理の結果として生じ得る構成員の権利への制約について、そうした教会統治の構造に同意をして当該教会に加入した、ということから説明することも可能であろう。

以上のように、連邦最高裁判例においては、教会の統治構造に服する旨の構成員による黙示的同意が、教会の意思決定への敬讓の結果として生じる構成員の権利に対する制約を正当化すると考えられてきた。すなわちここでは、任意加入の団体である教会に加入する者は、当該教会に加入する際に、当該教会における統治のあり方に黙示的に同意しているため、そうした統治構造に従った自律的決定に服せしめることも許容されると考えられていたのである。このような発想は、Hosanna-Tabor 判決で承認された聖職者例外法理による教会の自律的決定への保護の背景にも存在しているように思われる。たとえばLundは、「宗教条項の核心は、宗教とは自発的意思に基づくべきものである、ということであり、聖職者例外もこの自由意思原理に基づいている」と指摘した上で、「聖職者と教会の双方に離脱の権利を保障することにより、それは、教会と聖職者が共にあるとき、その者らは自身らの意志でそ

113) Serbian Eastern Orthodox Diocese for the United States of America and Canada v. Milivojevic, 426 U.S. 696, 720 (1976); See, TRIBE, *supra* note 112 at 1241.

114) Jones v. Wolf, 443 U.S. 595, 597 (1979).

115) Lund, *supra* note 72 at 17.

うしているということを保障している」と述べている<sup>116)</sup>。ここでも、聖職者は、任意加入の団体である教会による支配下に自発的意志により加入・在留しているという事実によって、当該聖職者の選任に関する教会当局の決定への拘束を基礎付けるという発想が見られる。

教会財産紛争に関する判例の参照により、連邦最高裁においては、教会の統治構造に対する構成員の黙示的同意が、教会の自律的決定への敬讓を支える重要な要素として位置づけられてきたことがわかった。以下では、この「構成員による黙示的同意」という自律権尊重の基礎について、特に Ellman の所説に注目しつつ、更に検討したい。

## (2) 構成員による黙示的同意

敬讓準則に基づく自律権尊重の基礎については、学説においても、「構成員による黙示的同意」という判例の説明を受容するものがあつた。例えば Douglas Laycock は、連邦最高裁が、教会の構成員は当該教会の統治組織に対する「黙示的同意」をして加入していることを繰り返し説いて来たこと指摘した上で、次のように述べる。「もしある者が自身の教会から不当に扱われた場合、その者は当該教会を去ることが出来る。もしその者が信仰または良心によりそこに留まらせられると感じるのであれば、政府はその者に何らの救済も与えられない」。これは、任意に加入・脱退することのできる教会に自分の意志で参加し、留まり続ける限りは、その統治構造に則った教会当局の支配に服しなければならず、政府はその支配に介入できない、ということの意味している<sup>117)</sup>。ここでも、構成員には教会に加入・脱退する自由があるということが、当該構成員を教会の意思決定による拘束の下に置く上での重要な前提となっているように思われる。実際 Laycock は、「宗教活動の任意的性質が、教会自律権に関わる事件において当初から顕著な役割を果たし

116) *Id.* at 71.

117) Douglas Laycock, *Towards a General Theory of the Religious Clauses: The Case of Church Labor Relations and the Right to Church Autonomy*, 81 COLUM. L. REV. 1373, 1403 (1981).

てきた」と指摘している<sup>118)</sup>。

構成員の黙示的同意により自律権を基礎付ける立場の中でも、これを「契約原理」(contract principle)と称し、詳細な考察を加えている Ellman の所説が注目に値する。Ellman によれば、Watson 判決の法廷意見が説く敬讓準則の正当化根拠は単一のものでなく、そこには3つの独立した原理が混在しているという<sup>119)</sup>。第一が「教義判断の禁止 (the ban on doctrinal decisions)」であり、この原理の下では、紛争の対象となっている宗教上の問題について裁判所が判断を下すことが禁じられているという理由から、教会当局の判断への敬讓が求められるということになる<sup>120)</sup>。第二の原理は「厳格な敬讓 (strict deference)」と呼ばれ、この下では教会の自治が最重要視される結果、内部規則に基づく手続上・管轄上の問題に拘わらず、教会当局、すなわち階層制教会の最上位への敬讓が求められる<sup>121)</sup>。そのため、この原理に従えば、判断を下した教会当局が内部規則上の手続を順守しているか否かや、判断の対象が当局の管轄権の範囲内か否かを裁判所が審査することは許されない。第三が「契約原理」であり、Ellman 自身はこの契約原理による敬讓準則の基礎付けを特に支持している<sup>122)</sup>。契約原理のもとでは、宗教「団体に加入する全ての者は、このような統治に対する黙示的同意によって加入するのであり、それに服するように拘束される」が故に<sup>123)</sup>、裁判所には上位階層の判断を維持することが要求されるという<sup>124)</sup>。すなわち、契約原理の下では、「裁判所は、当事者の合意が敬讓を適切なものとするということのみに基づいて上位階層へ敬讓するのである」<sup>125)</sup>。

Ellman は、他のふたつの根拠ではなく、契約原理に従うことの利点をい

---

118) *Ibid.*

119) Ellman, *supra* note 92 at 1387.

120) *Id.* at 1388.

121) *Id.* at 1388-1389.

122) *Id.* at 1400.

123) *Watson v. Jones*, 80 U.S. (13 Wall.) 679, 729 (1872).

124) Ellman, *supra* note 92 at 1387.

125) *Id.* at 1388.

くつか挙げているが、その中でも「教会構成員の宗教上の自由を保護する」というものがとりわけ重要であるように思われる。たとえば「厳格な敬讓」原理の下では、教会当局の判断の絶対的な尊重が求められるが、これは教会自律権の保護を求める修正第1条の要請にかなうものである一方で、当局の支配を受ける構成員の宗教上の自由を損なうという難点を有しているという<sup>126)</sup>。Ellmanによれば、宗教団体は構成員の信仰を発展させるのに役立つが故に憲法上の保護を受けているのであるから、宗教団体が独自に権利を有しているとみることが困難であって、その構成員の請求からの保護を有していないとされる。そのため、教会当局の判断に対して憲法上要求される敬讓は、当該教会の構成員によって与えられたか、同意された権限の範囲内に限られるべきである、ということとなる<sup>127)</sup>。契約原理によれば、裁判所による審査からの自律的判断の保護は、そのような自律的判断を行う権限を創出し、教会当局に与えた構成員の宗教上の権利に基づいているのである。このような意味で、契約原理によって敬讓準則を基礎付けることは、教会の自律的決定の尊重と、教会構成員の宗教上の権利の保護との間の対立を解消し得るという利点を有していると言えよう。

教会構成員の権利保護という観点からは、Ellmanの契約原理が、教会当局による決定への限定的な審査を基礎付けているという点も重要である。先に見た通り、Gonzalez判決の傍論では、教会内部問題に関する教会当局の判断に対して敬讓を与えるか否かを決定するために、当該判断における「詐欺、通謀、又は恣意性」の有無を裁判所が審査し得る旨が示されていた<sup>128)</sup>。Ellmanによれば、このGonzalez判決による敬讓準則の限定は、契約原理に則っているという<sup>129)</sup>。契約原理の下では、「裁判所は、団体の判断が、その同意によって意図されていた方法で下されたのかどうかを常に判断できなければならない」とされるが、それは、同意において意図されていた方法に則

---

126) *Id.* at 1403.

127) *Id.* at 1404.

128) *Gonzalez v. Roman Catholic Archbishop*, 280 U.S. 1, 16 (1928).

129) Ellman, *supra* note92 at 1390.

った判断でなければ、「構成員がそれに拘束されると言うことができないから」であるという。こうした考えの背景には、「詐欺的又は恣意的に下された判断を予期した同意はほとんどない」という想定が存在している<sup>130)</sup>。

恣意性等の審査に加えて、契約原理の下では、当該事件で問題となっている事項に関する管轄権の存否に関する審査も許容される。Ellmanによれば「契約原理の下では、同意の範囲に関する審査は核心的であり、それ故に、裁判所は、問題となっている判断が教会当局の同意された権限の範囲内なのか—すなわち、その管轄権の範囲内なのか—を問うことができる」<sup>131)</sup>。契約原理によらない敬讓準則が、階層制教会における敬讓の対象を最上位の教会当局としていることと比較すると<sup>132)</sup>、契約原理の下では構成員の同意と合致する機関を敬讓の対象とすべきことが厳密に求められていると言えよう。

そのため Ellman は、教会当局の管轄権の存否や、その判断における恣意性の有無の審査を排除した Milivojevic 判決について<sup>133)</sup>、Gonzalez 判決が採用した契約原理ではなく、厳格な敬讓原理に基づいてそうした判断に至ったものと分析している。Ellmanによれば同判決は、厳格な敬讓準則に則って、「その行為が教会組織に関する合意によって権限づけられており、かつ教会法に従って行われたという教会当局の主張に、裁判所は疑義を差し挟むことができない」と判示しているという<sup>134)</sup>。別の論者も、同判決は「教会内部法違反を支持することにより……階層制宗教団体における契約理論を放棄した」が故に正当性を欠く、と評価している<sup>135)</sup>。こうした分析や評価は、少なくとも契約原理の下では、教会の統治構造に対する構成員の同意によって

---

130) *Id.* at 1391.

131) *Id.* at 1388.

132) *See* Laycock, *supra* note 117 at 1403.

133) *Serbian Eastern Orthodox Diocese for the United States of America and Canada v. Milivojevic*, 426 U.S. 696, 707-709 (1976).

134) Ellman, *supra* note 92 at 1397.

135) Note, *The Role of Civil Courts in Church Disputes*, 1977 Wis. L. Rev. 904, 922. 同判決が、世俗裁判所による自律的決定の審査を排除していないとみるものもある。See Arlin M. Adams & William R. Hanlon, *Jones v. Wolf: Church Autonomy and the Religion Clauses of the First Amendment*, U. PA. L. REV. 1291, 1312 (1980).

自律権を基礎付ける以上、恣意的行為や詐欺の有無、及び管轄権の存否に関する例外的な審査が必要となることを示唆している。このように、構成員の同意と教会による自律的決定への審査とを強く結びつける点に、契約原理の特色があると言ってよいであろう。そうというのも、構成員の黙示の同意によって敬讓準則を基礎付ける学説のなかには、教会当局の自律的決定への審査を否定するものもあるからである。例えば Laycock は、先にも引用したように、教会の任意加入の性質が教会財産紛争において顕著な役割を担ってきたと指摘した上で、「もしある者が自身の教会から不当に扱われた場合、その者は当該教会を去ることが出来る。もしその者が信仰または良心によりそこに留まらせられると感じるのであれば、政府はその者に何らの救済も与えられない」と述べている<sup>136)</sup>。このように Laycock は、Ellman と同様に、教会当局への敬讓の基礎として構成員の同意を重視しつつも、しかしそれ故に、「世俗の文脈で州が防ごうとしている害悪からの保護を教会構成員に与える正当な利益を州は有しない」と考え、教会当局の判断への審査を排除する判例を支持しているのである<sup>137)</sup>。

もっとも、教会当局の判断に対する敬讓をこれほどまでに厳格に求めることには批判もある。厳格な敬讓原理に基づく敬讓準則は、判例による教会当局の判断への審査の否定に象徴されるように<sup>138)</sup>、階層制教会の中央教会当局に対して教会内部の事項に関する非常に強力な自律的決定権を認めるものであった。そのため、厳格な敬讓原理に基づく敬讓準則については、階層制教会に対して他の統治構造を有する教会や、その他の世俗的団体とは異なる優遇を与えるものであり、国教樹立禁止条項上の問題があるという指摘がなされ得る<sup>139)</sup>。教会当局の判断への審査を実質的に否定した Milivojevich 判決

---

136) Laycock, *supra* note 117 at 1403.

137) ただし Laycock は、このことは、教会とその構成員の合意によってそうした保護を裁判所が適用し得るものとするを妨げない、としている。*Ibid.*

138) See Serbian Eastern Orthodox Diocese for the United States of America and Canada v. Milivojevich, 426 U.S. 696, 707-709 (1976).

139) Ellman, *supra* note 92 at 1406.

自体にも、同様の問題点を指摘する Rehnquist 裁判官による反対意見が付されていた。すなわち、「そのような盲目的な敬讓は、論理と修正第1条のいずれからとも勧告されるものではない。世俗裁判所の強制力を、階層制宗教団体の教会内部的決定をそのまま承認するために用い得るようにすることは、そのような敬讓が任意加入の世俗的団体による同様の活動に対して与えられない場合には、原告が主張する宗教の自由な実践における問題を回避するために、国教樹立禁止条項上のより深刻な問題を生じさせる」<sup>140)</sup>。これに加え、教会当局にこのような強力な自律権を認めることについては、地方教会や信徒に対する抑圧を許しかねないとの懸念が示されていた<sup>141)</sup>。

中央教会当局の判断への敬讓を厳格に求めることが孕むこのような問題点と比較すると、Ellman が契約原理を教会内部紛争のための特別の原理であると考えていなかった点は注目に値する。Ellman によれば、契約原理の下では「当事者の同意が敬讓を適切なものとするという理由」のみによって裁判所は上位階層の教会に敬讓するが故に、「このアプローチは会衆制教会のみならず、世俗団体に適用されるものと一致する」とされる<sup>142)</sup>。「当事者の同意」を裁判所が適用しているという点において、階層制教会の紛争における契約原理と、改宗正教会及び世俗団体の紛争処理で用いられているアプローチは同一だというのである。

教会財産紛争の処理のあり方を評価するに際しては、私的団体の内部における対立に、裁判所が審判者として関与することを求められる<sup>143)</sup>、という信教の自由に対する制約や、政教分離原則違反が問題となる通常の事件には

---

140) Serbian Eastern Orthodox Diocese for the United States of America and Canada v. Milivojevic, 426 U.S. 696, 734 (Rehnquist, J., dissenting) (1976). 更に、厳格な敬讓準則が常に最上位の教会当局の決定に従うことを求める点について、地方教会にも一定事項についての権限が認められている場合もあるという階層制教会の現実の構造に沿っていないと指摘するものもある。See William G. Ross, *The Need for an Exclusive and Uniform Application of "Neutral Principles" in the Adjudication of Church Property Disputes*, 32 St. Louis U. L. J. 263, 305 (1987).

141) Sirico, *supra* note 90 at 13.

142) Ellman, *supra* note 92 at 1388.

143) *Id.* at 1382.

見られない、教会財産紛争の特殊な構造を念頭に置くことが必要であろう。この特殊な構造の故に、教会財産紛争の処理においては、教会とその構成員という当事者双方がそれぞれ憲法上の権利を保障されており、裁判所には、そのいずれに対しても「宗教上の自由を保障することが、つまり両当事者の平等取扱いが要請される」こととなる<sup>144)</sup>。このような教会財産紛争の特殊な構造を念頭におくと、団体のみならず構成員の自由にも配慮を示し、かつ宗教中立的な Ellman の契約原理は、自律権尊重の基礎と限界を考えるにあたり参考とするに値する論説であると言って良いであろう。

### 3. 小 括

教会内部の紛争に関する連邦最高裁判例及び学説の概観を通じて、アメリカにおいては、当該宗教団体の統治の構造に対する構成員の同意が、敬讓準則の採用による構成員の権利への制限を支えていると考えられてきたということがわかった。教会財産紛争に関する最初の判例である Watson 判決において、連邦最高裁は「そのような団体に加入する全ての者は、このような統治に対する黙示的同意によって加入するのであり、それに服するように拘束される」と判示して、黙示的同意論を採用していた<sup>145)</sup>。ここでは、任意加入の団体である教会に加入する者は、当該教会に加入する際に、当該教会における統治のあり方に黙示的に同意しているため、そうした統治構造に従った自律的決定に服せしめることも許容されると考えられていたのである。同様の発想は、Hosanna-Tabor 判決で承認された聖職者例外法理による教会の自律的決定への保護の背景にも存在していたと考えられる<sup>146)</sup>。

学説においても構成員の同意による教会自律権の基礎付けを受容するものがあったが、本稿では、これを「契約原理」と称し、詳細な考察を加えている Ellman の所説に特に注目した。Ellman の契約原理の下では、宗教「団体

144) 金原恭子「教会内紛と司法介入——アメリカ合衆国における宗教と国家との関係の一断面——」(二)法協117巻11号(2000年)1546-1547頁。

145) Watson v. Jones, 80 U.S. (13 Wall.) 679, 729 (1872)。

146) Lund, *supra* note 72 at 71.

に加入する全ての者は、このような統治に対する黙示的同意によって加入するのであり、それに服するように拘束される」が故に<sup>147)</sup>、裁判所には上位階層の判断を維持することが要求される<sup>148)</sup>。契約原理の特徴として、教会当局による決定への限定的な審査をも構成員の同意によって基礎付けているという点が重要である。すなわち、「裁判所は、団体の判断が、その同意によって意図されていた方法で下されたのかどうかを常に判断できなければならない」とされ<sup>149)</sup>、そのために教会当局の判断に「詐欺、通謀又は恣意」が無かったかを審査することができる<sup>150)</sup>。この背景には、「詐欺的又は恣意的に下された判断を予期した同意はほとんどない」という想定があった<sup>151)</sup>。契約原理においては、裁判所が敬讓を示す宗教団体の判断が、構成員の同意と合致することが厳密に求められているのである。

もっとも、構成員の黙示的同意によって敬讓準則を基礎付けることから、教会当局の自律的決定への審査が必然的に導き出されるというわけではなかった。例えば Laycock は、Ellman と同様に、構成員の同意を教会当局への敬讓の基礎として認めつつも、それを根拠として、教会当局の判断に対する審査を排除する判例を支持していた<sup>152)</sup>。このように教会当局の決定への敬讓を厳格に求める立場は、階層制教会の中央教会当局に対して強力な自律的決定権を認めるものであるため、他の団体とは異なる優遇を階層制教会に与えるものとして国教樹立禁止条項上の問題が指摘されていた<sup>153)</sup>。更に、教会当局に強力な自律権を認めることについては、当該教会の構成員の権利に対する抑圧を許すこととなり得るという問題もあった<sup>154)</sup>。

---

147) *Watson*, 80 U.S. (13 Wall.) at 729.

148) *Ellman*, *supra* note 92 at 1387

149) *Id.* at 1391.

150) *Gonzalez v. Roman Catholic Archbishop*, 280 U.S. 1,16 (1928).

151) *Ellman*, *supra* note 92 at 1391.

152) *Laycock*, *supra* note 62 at 1403.

153) *Ellman*, *supra* note 92 at 1406; *Serbian Eastern Orthodox Diocese for the United States of America and Canada v. Milivojevic*, 426 U.S. 696, 734 (Rehnquist, J., dissenting) (1976).

154) *Sirico*, *supra* note 90 at 13.

### Ⅲ. 我が国への示唆

以上概観してきた教会内部の紛争に関するアメリカにおける議論を踏まえて、我が国における宗教団体の内部紛争において、裁判所による宗教団体側の自律的決定の尊重の基礎をどのように位置付けるべきであるかについて考察していきたい。

#### 1. 自律権尊重の基礎

Ⅱでみたようにアメリカにおいては、当該宗教団体の統治構造に対する構成員の黙示的同意が、教会当局への敬讓により生じる構成員の権利に対する制限を支えるものとされていた<sup>155)</sup>。任意加入の団体である教会に加入する者は、その際に当該教会における統治のあり方に黙示的に同意しているため、当該教会に留まり続ける限りはその統治構造に沿って下された自律的決定に従わなければならない、政府はそれに介入できないと考えられていたのである。ここでは、構成員には教会に加入・脱退する自由があるということが、当該構成員を教会の意思決定による拘束の下に置く上での重要な前提となっていた<sup>156)</sup>。

Ellmanによれば、構成員の同意による教会当局の決定への敬讓の正当化は、階層制教会に固有のものではなく、会衆制教会や通常の団体にも妥当する任意加入の団体において普遍的なものであった<sup>157)</sup>。わが国の団体と構成員との関係においても、基本的には同様の考え方が妥当しているのではないかと思われる<sup>158)</sup>。宗教団体もまた任意加入の団体であり、構成員には脱退

155) See *Watson v. Jones*, 80 U.S. (13 Wall.) 679, 729 (1872).

156) See Laycock, *supra* note 62 at 1403.

157) Ellman, *supra* note 92 at 1388.

158) 例えば、国労広島地本事件（最三判昭和50年11月28日民集29卷10号1634頁）において最高裁は次のように述べている。「労働組合の組合員は、組合がその目的を達成するために行う団体活動に参加することを予定してこれに加入するものであり、また、これから脱退する自由も認められているのであるから、右目的に即した合理的な範囲において組合の統制に服すべきこ

の自由も認められると考えられるため、こうした前提を共有していると言ってよいであろう。そうであるとする、我が国の宗教団体についても、当該宗教団体の構造、すなわち団体の規則や慣習等における管轄事項の分配や意思決定手続に対して構成員が加入の際にした黙示的同意により、宗教団体の自律的決定の尊重が基礎付けられると考えてよいのではないかと思われる。実際、自律結果尊重説を採用する論者のなかには、団体の自律的決定に構成員が拘束されることの正当化を、当該構成員の「自発的意思による団体加入」に求めているものもあった。すなわち、「構成員は、自発的意思にもとづいて宗教団体に加入しているのであり、したがって、公序良俗違反など特別の事情がない限り、団体の自律的決定に拘束されるのはやむをえない。その意味で、裁判所は、団体と団体構成員との間の争訟において、団体の自律的決定の素材を前提とした判断を行うことが要請される」と<sup>159)</sup>。

## 2. 紛争処理に関する学説の再検討

以上を前提として、改めて宗教団体の内部紛争の処理に関する学説を評価したい。Iで指摘したように、わが国の学説は、教義問題に関しては宗教団体の自律的決定を尊重すべきであるとする点で一致していたものの、裁判所が従うべき「宗教団体の自律的決定」の範囲について、多数説である自律結果尊重説が他の二説とは異なる見解に立っていた。間接事実からの推認を説く立場、及び主張立証責任説が、宗教団体の内部規則の定めに従った決定のみを裁判所による尊重の対象とすべきとしていたのに対し<sup>160)</sup>、自律結果尊重説は、このような宗教団体の機関的決定に加えて、当該団体内部で一定の宗教的行為の存在が受容されていることをも「宗教団体の自律的決定」に含

---

とは、当然である」。本判決でも、組合員に加入・脱退の自由があるということから、当該組合の目的の範囲内でその統制に服すべきことが導き出されている。わが国の労働組合の強制加入的性格から、これを他の任意加入団体と完全に同列に語ることはできないものの、わが国における任意加入団体と構成員との関係においても、基本的にはEllmanが示したものと同様の考え方が妥当しているということでは言えるのではないかと思われる。

159) 伊藤・前掲注(7)判タ710 11頁

160) 中野・前掲注(7)50頁注(50)、同・前掲注(44)80頁。

めていたのである<sup>161)</sup>。いわばこれは、宗教団体の内部的決定が手続的・実体的要件を具備していることを直接認定できない場合に、その代わりとして団体内部の多数が当該決定を承認しているという事実が認められれば、それをも団体の自律的決定として認めるということである<sup>162)</sup>。手続法上これは、「宗教団体が持つ自律権」の効果として、「立証主題そのものが本来の要件事実から、その事実に関する団体の自律的決定へと変更」されていると説明されている<sup>163)</sup>。

問題は、このような「自律権の拡張」が許されるかであるが、宗教団体の自律的決定による構成員の統制が、当該宗教団体の構造に対する構成員の同意によって支えられるということを前提とすると、これを許容することは困難であるように思われる。内部規則や慣習上そのような決定方法が定められていないにも拘わらず、「団体内部の多数が当該決定を承認している」ことを理由にそれを自律的決定として判決の基礎とすることは、自らが同意をしていない方法で決定されたことに構成員を服従させることを意味している。その意味で当該決定は、構成員を服従させるための正当性を欠いていると言えよう。宗教団体の自律権の効果としての立証主題の変更という説明は、手続法上のものとしては優れていたが、いわばこれは、教義問題に関する宗教団体の意思決定の方法を、当該団体の規則や慣習等の定めとは無関係に多数決原理へと実質的に変えてしまうものである。自律権の効果としてこのような立証主題の変更が起きると考えることは、本来の決定方法とは異なるものを構成員に押し付ける限りで、構成員の黙示的同意によって支えられるという自律権の性質と矛盾すると言わざるを得ない。

加えて、構成員の黙示的同意という正当性の基礎を欠く決定に裁判所が敬讓を示すことは、宗教団体の内部紛争においては、同意違反の決定を押し付ける以上のことを意味する。IIにおいても指摘したように、宗教団体の内部

---

161) 松浦・前掲注 (43) 15頁。

162) 高橋・前掲注 (40) 209頁。

163) 伊藤・前掲注 (32) 168頁。

紛争は、私的な宗教団体の内部における対立に裁判所が審判者として関与することを求められるという特殊な構造を有していた<sup>164)</sup>。このような構造を持つ紛争においては、宗教団体とその構成員という当事者双方がそれぞれ憲法上の自由を保障されており、裁判所には、そのいずれに対しても「宗教上の自由を保障することが、つまり両当事者の平等取扱いが要請される」こととなる<sup>165)</sup>。それ故に、「勝訴者の宗教的自由が敗訴者のそれに優位することは、何らかの正当な理由によってささえられていなければならないことになる」。正当な理由が無いにも拘わらず裁判所が一方の当事者の主張を受け入れてこれを勝訴させることは、国家が宗教団体内部の一派を優遇することを意味し、政教分離原則違反となり得る<sup>166)</sup>。そのみならず、このような裁判所の判断は、敗訴当事者の信教の自由に対する不当な制限ともなるほか<sup>167)</sup>、本来の自律的決定の在り方とは異なる決定を団体に押し付ける点で、当該宗教団体の本来の自律権を損ねているとみることもできよう。

自律結果尊重説が求める団体内部の多数派の決定の受容は、先に指摘したようにそれを正当化する基礎を欠くため、宗教団体の内部紛争の特殊な構造から来る「両当事者の平等取扱い」の要請を満たすことが出来ない。同説には、こうした内部紛争の特殊な構造の認識と、そこから生じる憲法上の問題への配慮が十分ではなかったのではないかと思われる。確かに訴訟後の宗教団体の存続を考えれば、団体内部の多数人が支持する決定を団体全体の決定と認めることは事案の処理としてすわりの良いものであるが<sup>168)</sup>、しかしそのみで自律権の拡張が孕む上記の問題を払拭することはできない。「宗教上の教義、信仰に関する……紛議について厳に中立を保つべき」ことを強

---

164) Ellman, *supra* note 92 at 1382.

165) 金原・前掲注 (144) 1546-1547頁。

166) 金原・前掲注 (144) 1547頁。正当な理由とは、「たとえば訴訟の一方当事者である階層的教会の最高裁判機関が、教会の内部事項について最高かつ完全な決定権を有することに教会内で合意があり、従って他方当事者が、その決定に服すにつき同意があるとみなせること、などが考えられる」。

167) Sirico, *supra* note 90 at 13.

168) 高橋・前掲注 (40) 209頁。

調する判例にとっても<sup>169)</sup>、宗教団体の内部紛争における「両当事者の平等取扱い」の要請を満たせないことは、宗教団体の自律的決定への敬讓を説く学説を受容する際の大きな障壁となっていたのではないと思われる。

以上のような理由から、当該宗教団体の構造に対する構成員の黙示的同意により自律的決定の尊重が基礎付けられるという前提の下では、自律結果尊重説による「自律権の拡張」は許容され得ない。裁判所が敬讓を示すべき宗教団体の自律的決定は、間接事実からの推認を説く立場、及び主張立証責任説が主張していたように、当該団体の内部規則や慣習等の定めに従って下されたもの、つまり構成員が同意した範囲内のものでなければならぬと考えるべきであろう<sup>170)</sup>。このことは同時に、構成員が同意した範囲内の自律的決定であれば、裁判所はそれを前提として判決を下すことが許されるということの意味している。構成員が黙示的に同意した規則に則った決定であれば、構成員の権利を制限する正当性を備えるため、「両当事者の平等取扱いの要請」を満たすことができるからである。

この点と関連して、本門寺事件における最高裁の判示をどのように評価すべきかが問題となり得る<sup>171)</sup>。同事件では、住職選任に関して明文の規則や慣習が存在しない状況の中で、前任住職からの指名を受けたと主張する者と、檀信徒総会の投票によって住職に選任された者のいずれが住職の地位にあるかが争われていた。最高裁は、「住職選任に関する規則がなく、確立された慣習の存在も認められない以上は、具体的にされた住職選任の手続、方法が寺院の本質及び上告人寺〔本門寺〕に固有の特殊性に照らして条理に適合したものであるかどうかによってその効力を判断するほかない」とし、檀信徒の総意によって選任された者を住職と認めた原審の判断を是認している。先に見た宗教団体の自律的決定の基礎に鑑みれば、裁判所が認定した条理に従っていずれが同寺院における住職かを決することは、構成員が

---

169) 魚住・前掲注(20)302-303頁。

170) 中野・前掲注(7)50頁注(50)、同・前掲注(44)80頁、竹下・前掲注(7)55頁。

171) 最一判昭和55年4月10日・前掲注(12)〔本門寺判決〕。

同意していたものとは異なる決定の方法を押し付けるものともなりかねない。ここで注目すべきなのは本判決が、「寺院の本質」や本門寺に「固有の特殊性」といった本門寺の教義や信仰の内容とも関わるであろう事情を考慮して、本件における「条理」を導き出している点である<sup>172)</sup>。これらの事情から導き出された「条理」が、檀信徒総会や各末寺との関係についての関係規定から読み取れる本門寺という宗教団体の基本構造に沿うものなのであれば、明文の規定や慣習が存在しない以上は、それに対する構成員の黙示的同意があったものと想定することも許されるのではないかと思われる。

### 3. 自律的決定に対する審査

Ⅱで見たように、構成員の黙示的同意による自律権の基礎付けは、教会当局の自律的決定に敬讓して判決を下すことのみならず、自律的決定への審査をも基礎付けると考えられていた<sup>173)</sup>。特に契約原理においては、「詐欺的又は恣意的に下された判断を予期した同意はほとんどない」という想定のもと<sup>174)</sup>、「裁判所は、団体の判断が、その同意によって意図されていた方法で下されたのかどうかを常に判断できなければならない」ということが強調されていた。

わが国では、ほとんどの学説が、宗教団体の自律的決定に対して裁判所が一定の審査を加えるべきであるとしており<sup>175)</sup>、アメリカにおける契約原理はこうした主張を支えるものとして有益であろう。実際、間接事実からの推認を説く論者は、アメリカにおける契約原理を参照しつつ、団体の自律的決定に対する手続的審査を、構成員と団体との間の契約という観点から基礎付けようと試みていた。論者はまず「団体の手続規定は、構成員との関係では、一種の契約規範とみることができるのではないか」と指摘する。「つまり、団体の機関が、この団体では処分をするときはこのルールに従ってやります

172) 新堂・前掲注 (18) 271頁。

173) *Gonzalez v. Roman Catholic Archbishop*, 280 U.S. 1,16 (1928).

174) Ellman, *supra* note92 at 1391.

175) 伊藤・前掲注 (31) 12-13頁、新堂・前掲注 (7) 304-305、松浦・前掲注 (7) 6-15頁。

ということを決めて、構成員がそれを承認して団体に加入したのだとすると、それは、団体と構成員との間の、あるいは構成員相互間の契約の内容となっていると考える」ことができるというのである。その上で、「そうだとすれば、後に団体が処分をするときにも、その団体内部の手續規定に従って処分をしなければならない、との制限を受けることになる」と説いている<sup>176)</sup>。そのため、自律的決定が団体自体の手續規定を順守して下されているかどうかを裁判所は審査をすることができるという<sup>177)</sup>。団体自律権の観点からは、「団体自身が定めた手續規定を順守させることは、団体の自律権を犯すことにならない」という指摘も重要であろう。

この論者は、手続的審査のなかでも、「処分機関の権限は特別の意味を有する」としている。そうというのも、「団体の内部的処分がその自律権の行使として尊重されるべきであるという場合、その処分が、まずその自律的団体の処分であると認められることが前提のはずであり……それには、それが、団体の内部規範により権限ありとされる機関によってなされることを必要とする」からである<sup>178)</sup>。そのため、「問題の処分が、団体自体の定める内部規範により権限を認められた機関によってなされたか否か、逆に言えば、その処分をした機関が、内部規範上権限を有したか否かは、常に司法審査に服する」としている。権限を与えられた機関を通じて意思決定を行うという団体の性質から当然に求められるという趣旨かと思われるが、これもまた、権限ある機関の決定に服する旨の構成員の同意によって基礎付けることが可能であると思われる。実際 Ellman の契約原理においても、「同意の範囲に関する審査は核心的であり、それ故に、裁判所は、問題となっている判断が教会当局の同意された権限の範囲内なのか——すなわち、その管轄権の範囲内なのか——を問うことができる」とされていた<sup>179)</sup>。このように、宗教団体の自律権の基礎を構成員の黙示的同意に置くことは、団体の自律的決定を前提とす

---

176) 竹下・前掲注 (7) 25頁。

177) 竹下・前掲注 (7) 23頁。

178) 竹下・前掲注 (7) 26頁。

179) Ellman, *supra* note 92 at 1388.

る裁判を可能とするのみならず、当該決定に対する裁判所による審査をも正当化することができるという意義を有している<sup>180)</sup>。

## おわりに

本稿では、宗教団体の内部紛争において裁判所が尊重すべき団体の自律的決定の範囲に関する学説の対立を解決するために、宗教団体の自律権の基礎はどこにあるのかを、アメリカにおける議論も参照しつつ検討してきた。Ⅱで見たように、アメリカにおいては、構成員が教会に加入する際にした黙示的同意によって教会の自律権を基礎付ける考え方が初期の判例以来採られてきたことがわかった<sup>181)</sup>。そのような基礎を持つが故に、裁判所が敬讓を示すべき教会の自律的決定は、論者によりその厳密さに差はあるものの、構成員が同意していた当該教会の基本構造に沿ったものに限定されていたのである。Ⅲでは、そうしたアメリカにおける議論を踏まえ、わが国においても、当該宗教団体の規則や慣習等における管轄事項の分配や意思決定手続に対して構成員が加入の際にした黙示的同意によって、自律的決定の尊重が基礎付けられると考えるべきであると指摘した。その上で、団体内部の多数派の決定をも裁判所による敬讓の対象とすべきとする自律結果尊重説は、こうした構成員の同意とは異なる決定の方法を強制することとなるため、正当化され得ないと結論付けた。裁判所が敬讓を示すべき宗教団体の自律的決定は、間接事実からの推認を説く立場、及び主張立証責任説が主張していたように、当該団体の内部規則や慣習等の定めにより権限を与えられた機関によって下された決定だと考えるべきであるというのが本稿の立場である。

しかしながら、教義上の問題に関しては内部規則上権限を与えられた機関の判断を前提として判決を下せば良いとしても、その判断権者の権限の存否

---

180) もっとも、こうした形式的審査を越えて、宗教団体による処分程度の妥当性や権限濫用の有無等の実体的審査をどこまで裁判所が行うことができるのかについては、「宗教団体の特質に応じた構成が必要である」と指摘される。中野・前掲注(7) 46頁。

181) *Watson*, 80 U.S. (13 Wall.) at 729 (1872).

自体が争われており、かつその判断が教義の解釈等と関わる場合、すなわち蓮華寺事件のような場合に<sup>182)</sup>、裁判所はどのように事案を処理すべきか、という最大の問題は未だ残されている。多数説である自律結果尊重説は、団体内の多数人による支持という客観的事実を介することによって、判断権者の権限の存否の認定における教義上の判断を回避することを可能にする点で魅力的な学説ではあったが、Ⅲで指摘したように、構成員を従わせる正当性を欠くという難点を持つ手法であった。そのため、判断権者の地位の認定において教義上の問題が関わる事件を処理するために採りうる別の手段として、どのようなものが適切かを改めて考えていかなければならない。

そのような場合の対応として、主張立証責任説や、「板まんだら」判決における寺田裁判官の意見が説くように、問題となる事項に立証責任を適用して事案を決するのもひとつの手段として考えられる。すなわち、「宗教団体に自律権があり、その自律権行使が実体的・手続的要件を具えること……が認定できるならば、自律的処分を有効として判決できるし、要件具備が認定できないならば、その認定できない要件事実については、裁判所がその認定に立ち入れないために認定できない場合を含めて、その事実主張責任・証明責任を適用して判決」する、というものになる<sup>183)</sup>。

もっとも、主張立証責任説に対しても批判はある。そのひとつとして、同説に従うと、被処分者側が宗教上の争点を創り出せば処分権者の主張立証を窮せしめることができ、その結果として代表役員の地位確認訴訟では被処分者が勝訴することとなり、宗教団体の秩序を大きく揺るがすのではないか、という疑問が示されている<sup>184)</sup>。例えば種徳寺事件において、被処分者側が管長の地位の正統性を宗教的見地から攻撃する場合などがそうした例として挙げられる。主張立証責任説において立証責任が適用されるのは、内部規則所定の要件事実に対してであることから、必ずしも宗教上の争点が作出でき

---

182) 最二判平成元年9月8日・前掲注(2)〔蓮華寺判決〕。

183) 中野・前掲注(7)46-47頁。

184) 高橋・前掲注(40)208-209頁。

るようには思われないが、少数派に有利となる要素があることもまた確かである。そのため、立証責任の分配による紛争の処理の妥当性については更なる検討を要する。もっとも、論者自身、この立場の主眼は「信仰判断を、たとえ自律結果の受容としてであっても、拒否しつつ、法的判断を貫いて訴訟物たる司法上の権利関係の紛争を解決する」ことにあり、「主張立証責任という手段の適用の可能性をそのために指摘するにとどまる」と述べている。そのため、この説においても主張立証責任の適用は紛争解決のための手段の一例に過ぎず、それを実際に構築できるかはともかく、様々な紛争処理の在り方に対して開かれた学説であると言えるかもしれない。立証責任の分配による処理の方法の妥当性を含め、処分権者の地位の存否の判断自体に教義問題が関わる場合の処理のあり方についてもまた、裁判所という国家機関が宗教団体の内部紛争にどのように関与するべきか、というより根本的な問いと関わっている。具体的な処理のあり方も含め、この点に関する検討は次の課題としたい。